

高砂市 子ども・子育て支援事業計画案

子どもの健やかな成長を支えるまち、
安心して子育てができるまちをめざして



平成27年3月
高砂市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の対象	5
5	計画の策定体制	6
第2章	高砂市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況と課題	8
1	子どもや子育て環境の現状	8
2	アンケート調査結果からみられる現状	20
3	次世代育成支援後期行動計画の達成状況	30
第3章	計画の基本的な考え方	35
1	基本理念	35
2	基本的な視点	37
3	基本目標	38
4	計画の体系	40
第4章	分野別施策の推進	41
	基本目標1. 地域における子どもや子育て家庭への支援	41
	基本目標2. 親と子の心と体の健康づくり	50
	基本目標3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	55
	基本目標4. 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備	63
	基本目標5. 仕事と子育ての両立支援	68
	基本目標6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援	72
第5章	事業量の見込みと確保方策	79
1	教育・保育提供区域の設定	79
2	子どもの人口の推計	81
3	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	82
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	85

第6章	計画の推進	101
1	計画の推進体制	101
2	計画の周知	102
3	計画の進捗管理	102
附	資料編	103
1	計画策定の経緯	103
2	高砂市子ども・子育て会議条例	105
3	高砂市子ども・子育て会議委員名簿	107
4	用語説明	108



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国は、全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方自治体や企業に行動計画の策定を義務付け、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備の推進を図ってきました。

その後も国の基本施策である「少子化社会対策大綱」（平成16年6月）に沿った様々な対策が実施されてきましたが、少子化は依然として進行しています。また、子育てに孤立感や負担感をもつ保護者が増加していること、児童虐待や不登校やいじめといった問題が深刻化していること、都市部において待機児童が発生していることなどから、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートします。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援を総合的に推進していくこととしています。

さらに、平成26年4月には、次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、平成27年3月31日までの時限立法であった法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延伸されました。

一方、本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年3月に「高砂市次世代育成支援行動計画」、平成22年3月には「高砂市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭に関する施策を総合的に推進してきました。また、就学前児童数が減少傾向にある中、「幼稚園・保育所の統廃合等の推進方向」（平成22年3月）に基づき、望ましい幼児教育を推進するため、幼稚園、保育所の適正配置について検討を行い、幼保一体化を推進しているところです。

このような中、次世代育成支援対策推進法の延伸に伴い、「高砂市次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子どもや子育て家庭への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この計画を策定します。



【国の動きと高砂市の取り組み】

	国の動き	高砂市の取り組み
平成2年度(1990)	・1.57ショック	
平成6年度(1994)	・エンゼルプラン策定	
平成7年度(1995)	・緊急保育対策等5か年事業(～H11年度)	
平成10年度(1998)		・「幼稚園・保育園のあり方研究会」発足
平成11年度(1999)	・新エンゼルプラン策定	・子育てについて意向調査実施
平成12年度(2000)	・児童虐待の防止等に関する法律施行	・「施設統合対策委員会」発足
平成13年度(2001)	・「仕事と子育ての両立支援策の方針(待機児童ゼロ作戦等)」閣議決定	◆高砂版児童育成計画 ・「望ましい幼児教育推進委員会」発足
平成14年度(2002)		
平成15年度(2003)	・次世代育成支援対策推進法施行(10年間の時限立法) ・少子化社会対策基本法施行	
平成16年度(2004)	・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ・「子ども・子育て応援プラン」少子化社会対策会議決定	
平成17年度(2005)		◆高砂市次世代育成支援行動計画
平成18年度(2006)	・「新しい少子化対策について」少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート	
平成19年度(2007)	・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定	
平成20年度(2008)	・「新待機児童ゼロ作戦について」厚労省発表	
平成21年度(2009)		◆高砂市地域福祉計画 ・「幼稚園・保育所の統廃合等の推進方向」を決定 ・阿弥陀保育園と阿弥陀幼稚園を幼保一体化(阿弥陀保育センター)
平成22年度(2010)	・「子ども・子育てビジョン」閣議決定 ・「子ども・子育て新システム検討会議」少子化社会対策会議決定	◆高砂市次世代育成支援後期行動計画
平成23年度(2011)		◆第4次高砂市総合計画 ・中筋幼稚園とさつき保育園を幼保一体化(中筋こども園)
平成24年度(2012)	・子ども・子育て関連3法制定 ・「子ども・子育て新システムの基本制度について」少子化社会対策会議決定	・阿弥陀保育センターを阿弥陀こども園に名称を変更
平成25年度(2013)	・子ども・子育て会議設置 ・「少子化危機突破のための緊急対策」少子化社会対策会議決定 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律公布	・伊保幼稚園に伊保南幼稚園を統合 ・米田幼稚園に米田西幼稚園を統合 ・高砂市子ども・子育て会議設置
平成26年度(2014)	・次世代育成支援対策推進法一部改正(有効期限の延長) ・母子及び寡婦福祉法の改正	◆第2期高砂市地域福祉計画 ・北浜幼稚園と北浜保育園を幼保一体化 ・高砂幼稚園と高砂西保育園を幼保一体化
平成27年度(2015)	子ども・子育て支援新制度スタート	



【子ども・子育て支援新制度の概要】

子ども・子育て関連3法により、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。新制度では、子育てをめぐる課題の解決をめざし、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、それぞれの地域の特性やニーズに即した制度運営やサービス提供を行っていくこととなります。

また、保育の必要性の認定制度の導入や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保が義務付けられるなど、基礎自治体としての市町村の権限と責務が大きくなります。

■新制度の3つのポイント

◆質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 認定こども園制度を改善し、普及を図る
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）を創設

◆保育の量的拡大・確保

- 保育所認可制度の改善
- 小規模保育・家庭的保育等への給付（地域型保育給付）を創設

◆地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域子育て支援拠点事業、時間外保育、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦健診等の子ども・子育て支援の促進

■新制度における事業の全体像

子ども・子育て支援給付

①子どものための教育・保育給付

- 認定こども園・幼稚園・保育所
- 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

②子どものための現金給付

- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|--|------------------------------------|
| ○ 利用者支援事業 | ○ 一時預かり事業 |
| ○ 時間外保育事業 | ○ 病児保育事業 |
| ○ 放課後児童健全育成事業 | ○ 子育て援助活動事業
（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ○ 子育て短期支援事業 | ○ 妊婦健康診査事業 |
| ○ 乳児家庭全戸訪問事業
（こんにちは赤ちゃん訪問） | ○ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ○ 養育支援訪問事業その他要支援児童、
要保護児童等の支援に資する事業 | ○ 多様な主体が本制度に参入することを促
進するための事業 |
| ○ 地域子育て支援拠点事業 | |



2 計画の位置づけ

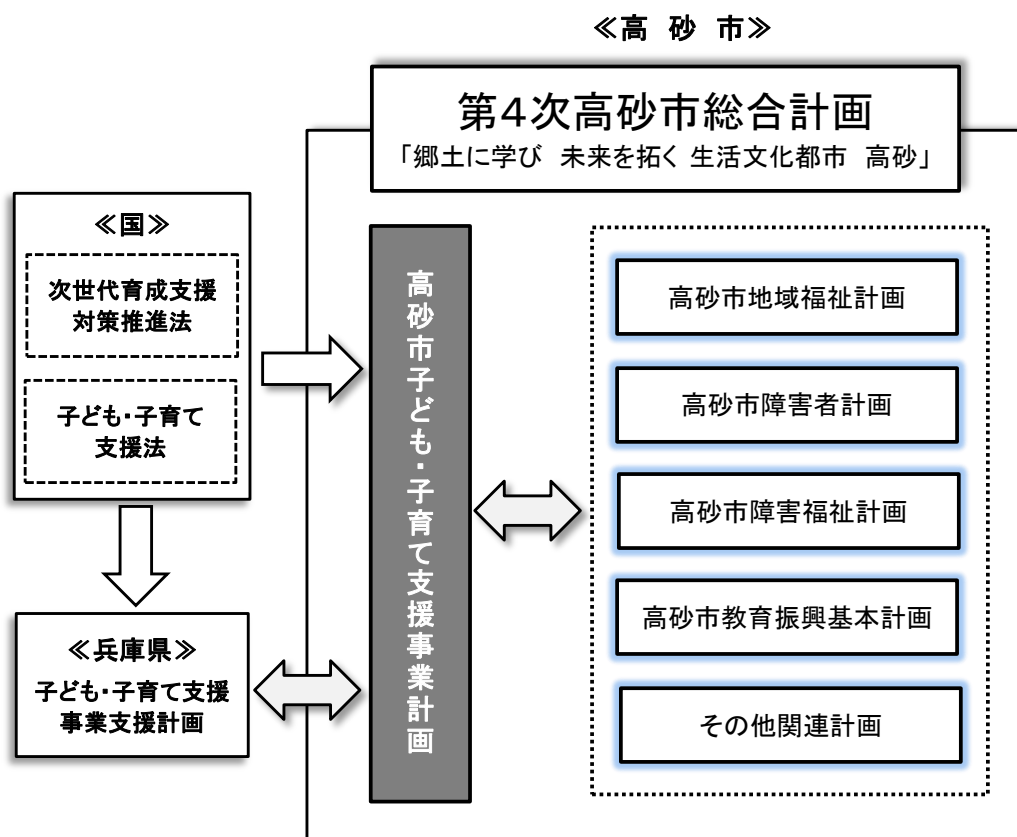
この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法の改正を受けて、平成26年度で終了する『高砂市次世代育成支援後期行動計画』の後継計画を一体的に策定するもので、本市の子ども・子育て支援に係る基本施策と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標量や提供体制を定めるものです。

さらに、「放課後子ども総合プラン」についても、一体的なものとして、内容を盛り込んで策定します。

この計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第4次高砂市総合計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生き育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

この計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

【他計画等との関係図】



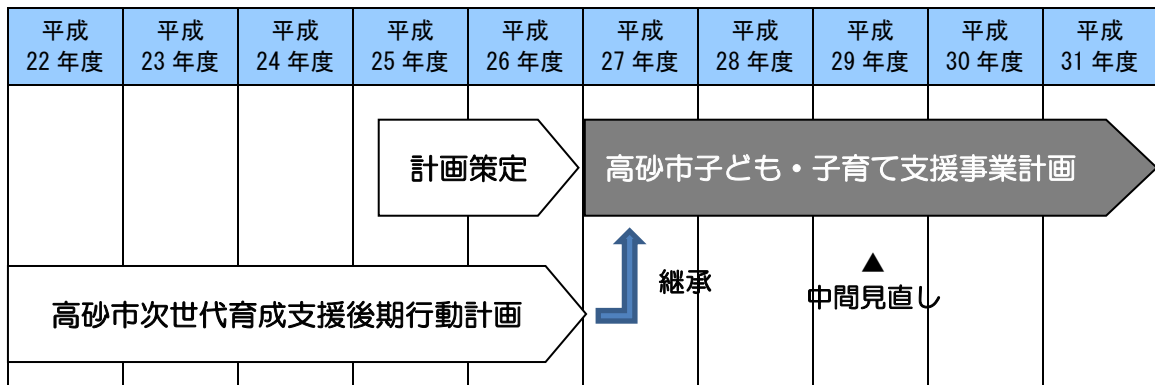


3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する平成27年度からの5年間を計画期間とします。

なお、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）により、教育・保育に係る量の見込み及び提供体制の確保方策については、平成29年度に中間見直しを行います。

その他、計画期間中においても、社会経済情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の対象

計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。



5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生（1～6年生）の保護者を対象に「高砂市子育て支援に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。また、高校生を対象に、少子化や将来の結婚等に関する意識を把握するため、「高砂市少子化などに関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

【調査の実施概要】

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者	高校生
調査対象者数	4,813人	5,263人	229人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出		
調査方法	幼稚園及び保育所に通っている場合は、幼稚園や保育所を通じて配布・回収。それ以外は郵送による配布・回収とし、中間でハガキによる督促状を送付	学校を通じて配布・回収	高砂南高等学校及び松陽高等学校の各学年から1クラスを抽出のうえ、クラスの生徒全員を対象に学校を通じて配布・回収
調査期間	平成25年11月5日 ～ 平成25年12月3日		平成26年1月15日 ～ 平成26年1月20日
調査票配布数	2,153人	1,025人	229人
有効回収数	1,428人	821人	229人
有効回収率	66.3%	80.1%	100.0%

(2) ヒアリング調査の実施

当事者及び支援団体等の現状やニーズを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

【調査の実施概要】

区分	名称	実施日
当事者団体	ほっとぴゅあ	平成26年2月27日
事業者	NPO法人高砂キッズ・スペース	平成26年2月27日
子育てサークル	おでかけ	平成26年9月4日
子育てサークル	にじっこ	平成26年9月4日



(3) 高砂市子ども・子育て会議

この計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で構成する「高砂市子ども・子育て会議」を設置し、今後の子育て支援施策や計画の内容について審議しました。

(4) 高砂市子ども・子育て支援施策検討委員会

庁内の関係課の庁内委員で構成する「高砂市子ども・子育て支援施策検討委員会」を設置し、この計画の検討と調整を行いました。

(5) 講演会

市民参加と啓発をかねて「子ども・子育て支援新制度講演会」を実施しました。

○日程 平成26年4月12日（土）

○講師 山縣文治氏（関西大学 人間健康学部 教授）

(6) 研修会

幼稚園教諭・保育士を対象に「子ども・子育て支援新制度研修会」を実施しました。

○日程 平成26年10月7日（火）

(7) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

○実施期間 平成27年1月6日（火）～2月4日（水）

○閲覧場所 子育て支援室、子育て支援センター（高砂・北部）、
情報公開コーナー、市民サービスコーナー、市民コーナー、
市ホームページ

○意見提出 1名（7件）



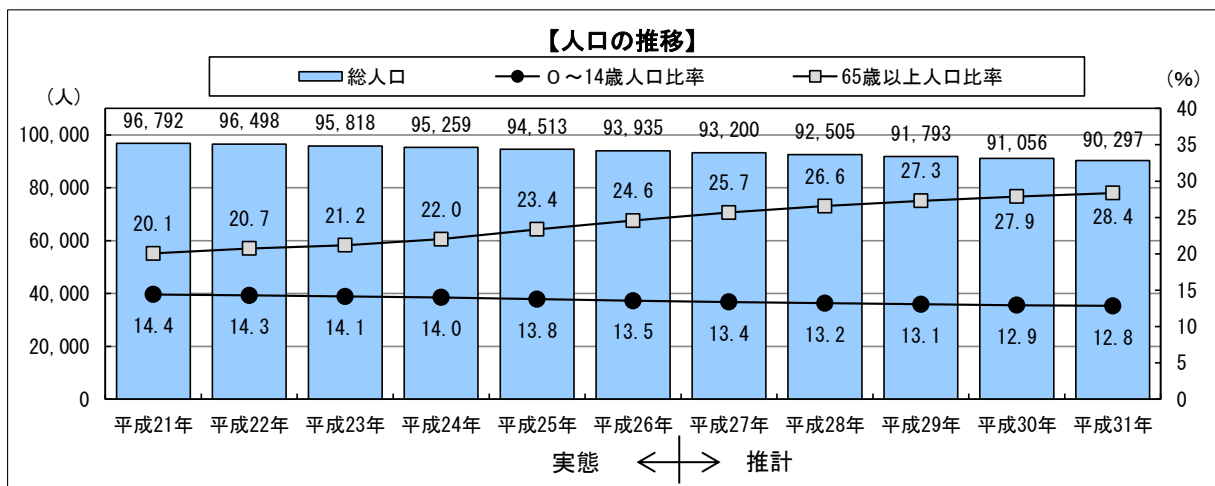
第2章 高砂市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況と課題

1 子どもや子育て環境の現状

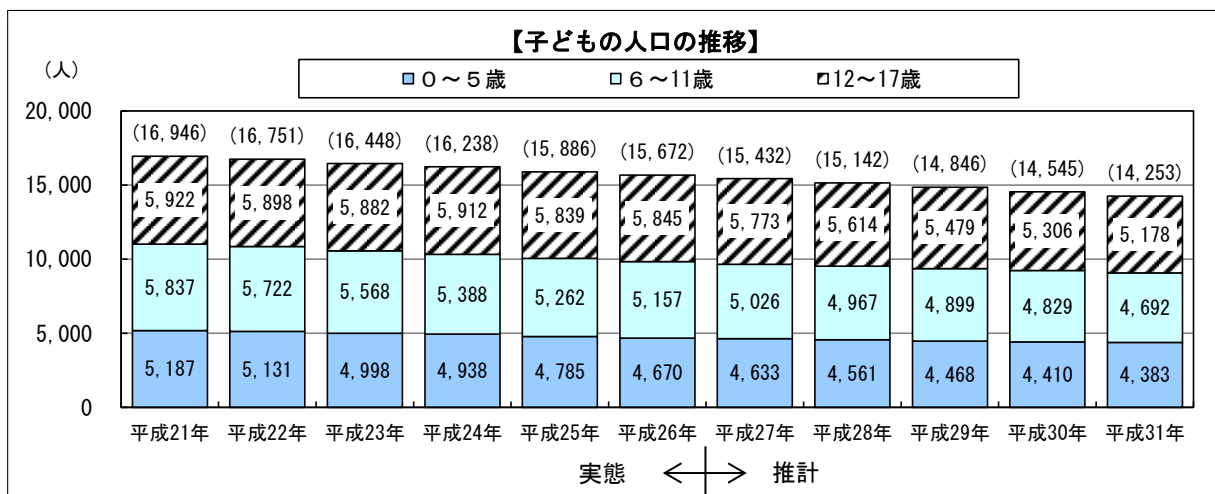
1-1. 高砂市の人口等の状況

(1) 人口の推移と将来人口

本市の人口は減少傾向が続いており、平成31年には約9万人まで落ち込むと見込まれます。年齢別にみると、高齢者人口は増加が続き平成31年には28.4%を占め、一方、0～14歳人口は減少を続け、平成31年には12.8%まで落ち込むと見込まれます。



子どもの人口（0～17歳）は、今後も減少傾向が続き、平成31年には0～5歳が4,383人、6～11歳が4,692人、12～17歳が5,178人、合計14,253人になると見込まれます。

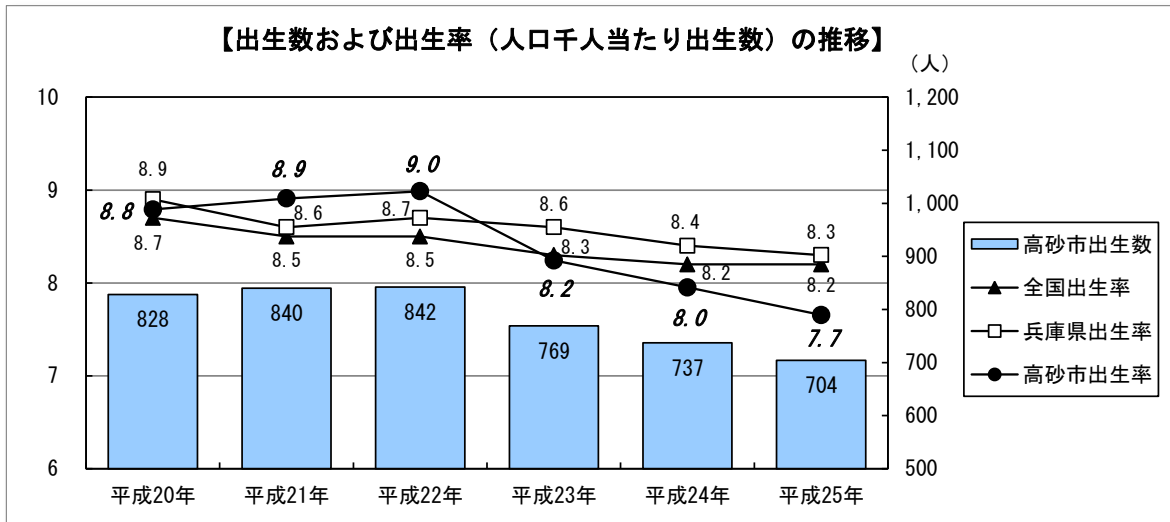


資料：平成21年～25年「住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日）」
 平成26年～31年「8地域ごとに、平成21年～25年の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に掛け合わせて算出した人口（コーホート変化率法）を合算」



(2) 出生数の推移

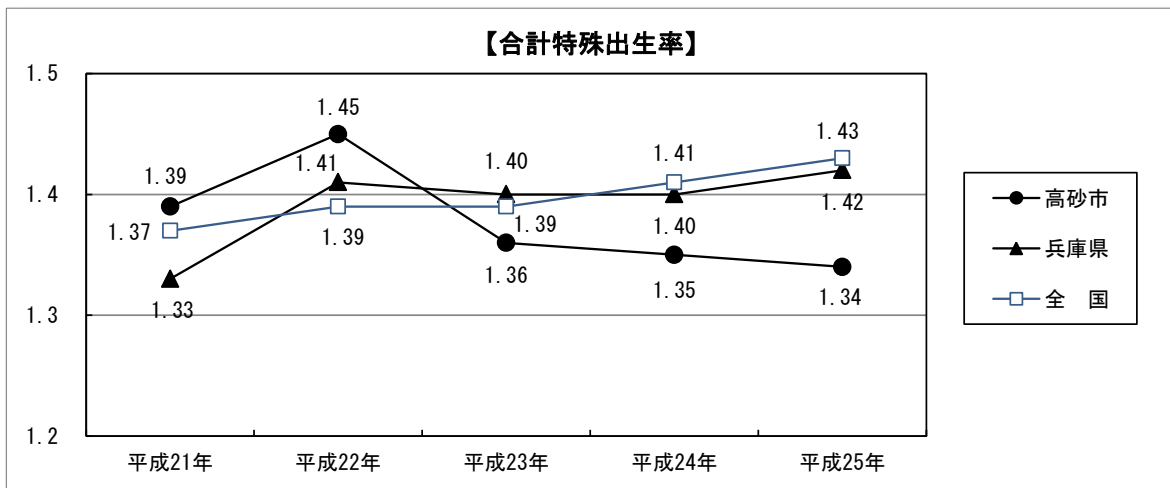
出生数は平成22年までは800人台で推移してきましたが、平成23年以降は減少傾向が続き、平成25年は704人と、平成22年から138人の減少となっています。



資料：全国・兵庫県「人口動態調査（厚生労働省）」
高砂市「人口動態調査（厚生労働省）」、「兵庫県推計人口（各年10月1日）」から算出

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生に生む子どもの数）は、平成22年の1.45をピークに減少傾向が続いており、平成25年には1.34まで落ち込んでいます。平成22年以降は全国や兵庫県を下回り、人口を維持するために必要な2.08を大きく割り込んでいます。

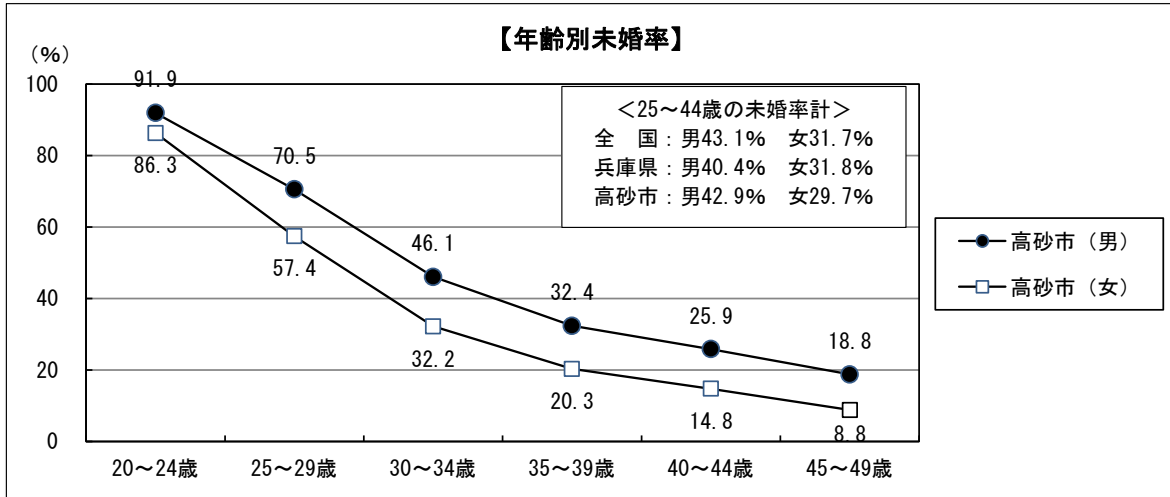


資料：全国・兵庫県「人口動態調査（厚生労働省）」
高砂市「母親の年齢5歳階級別出生数（人口動態調査）」、「女性の年齢5歳階級別人口（住民基本台帳）」から算出



(4) 婚姻状況

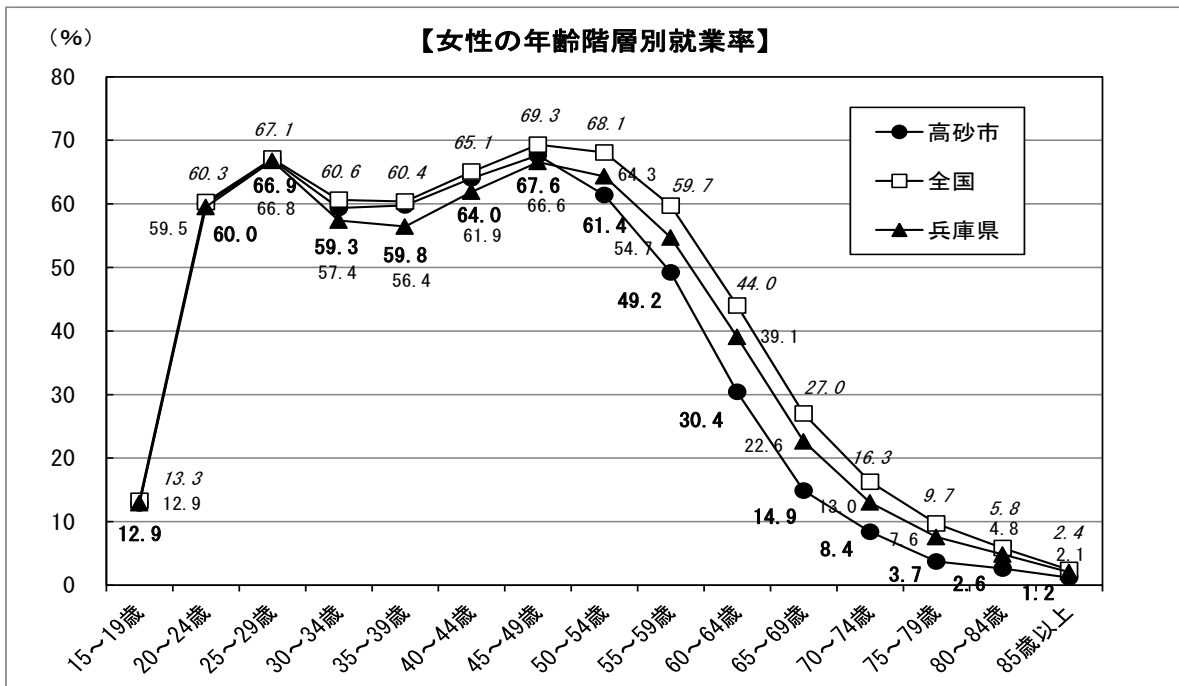
平成22年の未婚率をみると、30歳代前半では男性の46.1%、女性の32.2%、30歳代後半では男性の32.4%、女性の20.3%が未婚であり、25～44歳合計では男性の4割強、女性の約3割が未婚となっています。



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

(5) 女性の年齢別就業率

出産・子育て期にあたる25～39歳の年齢層の就業率は、兵庫県平均を上回り、全国レベルで推移しています。



資料：国勢調査（平成22年10月1日）



(6) 就学前児童の状況

就学前児童の状況を見ると、0～2歳は施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、3歳児以上では保育所に通っている児童が最も多くなっています。

【就学前児童の状況】

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所	51	193	267	399	389	421	1,720
幼稚園	-	-	-	-	278	288	566
認定こども園	4	32	43	84	67	70	300
認可外保育施設	1	8	13	6	7	2	37
在宅等児童数	626	513	447	342	69	50	2,047
就学前児童数	682	746	770	831	810	831	4,670

資料：保育所・認定こども園「子育て支援室（平成26年4月1日）」

幼稚園「学務課（平成26年5月1日）」

認可外保育施設「兵庫県（平成26年6月1日）」

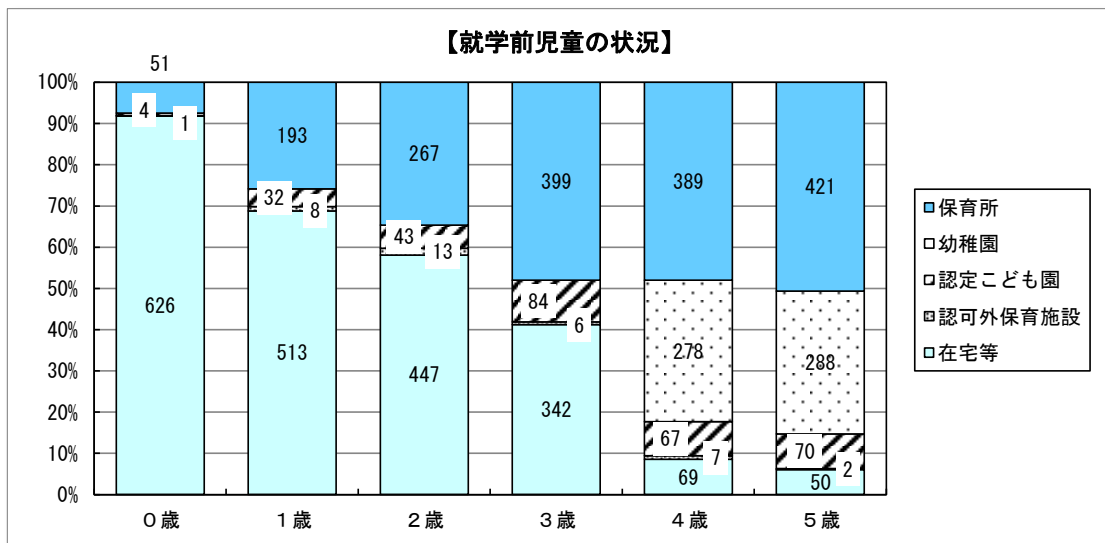
就学前児童「住民基本台帳（平成26年4月1日）」

在宅等児童数「就学前児童数から保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設の児童数を差し引いた推計値」

注記：保育所は、市内施設利用者のうち市内に居住する児童数と市外施設を利用する児童数の合計であるため、P12～P13に示す児童数と異なる。

認定こども園は、市内施設利用者のうち市内に居住する児童数であるため、P15に示す児童数とは異なる。

在宅等児童数には、市外の国立及び私立幼稚園、特別支援学校（幼稚部）に通う児童が含まれる。

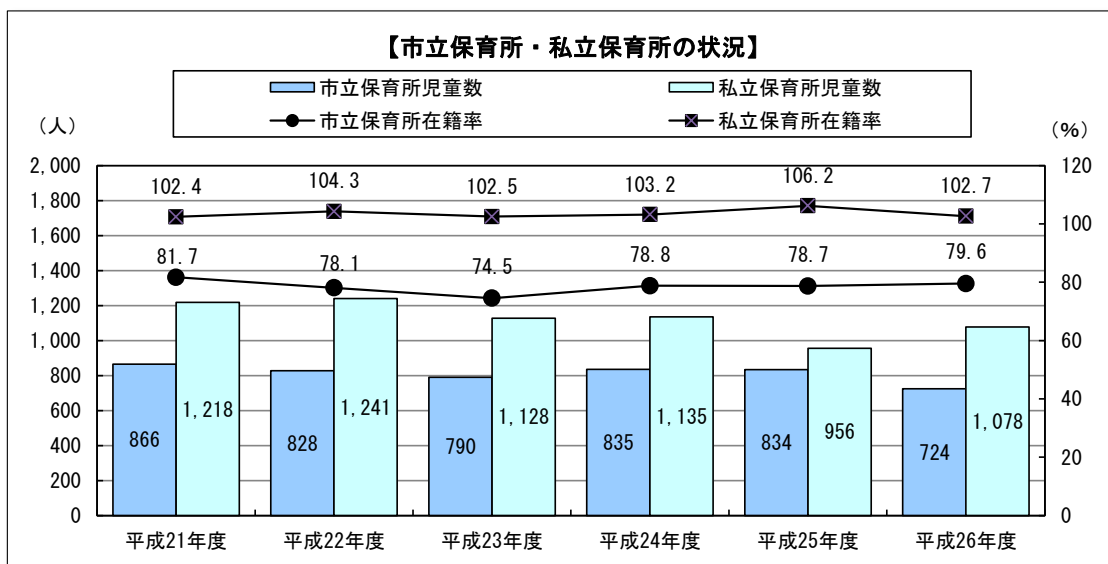
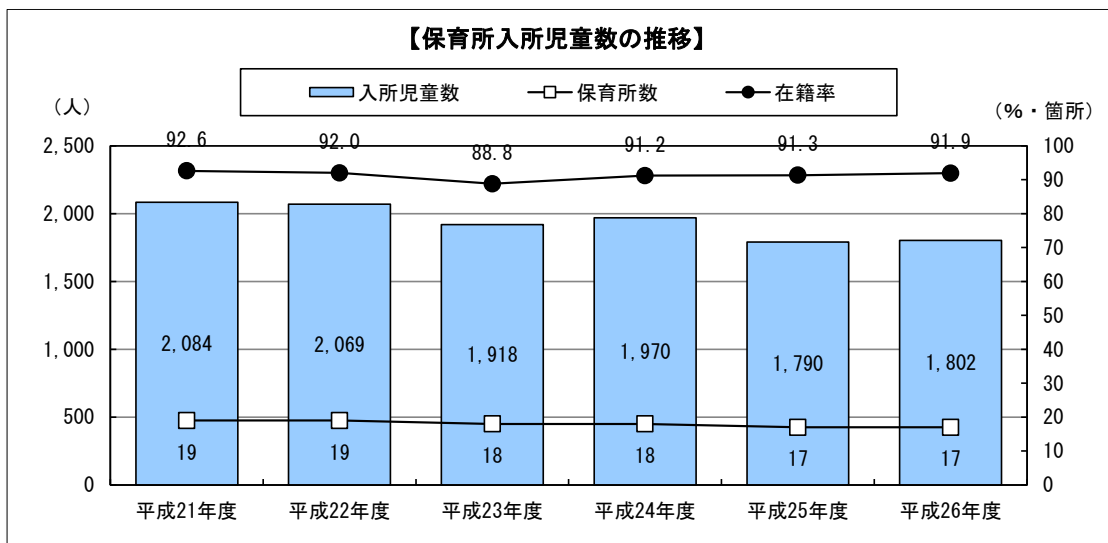




1-2. 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

(1) 保育所の状況

本市には、平成26年4月1日現在、市立8か所、私立9か所、合計17か所の保育所があり、入所児童数は1,802人となっています。平成23年度と平成25年度に私立2か所が認定こども園に移行したため、保育所数、入所児童数ともに減少しましたが、在籍率(定員に対する入所児童数の割合)は、平成23年度以降上昇し、平成26年度には91.9%となっています。



資料：子育て支援室（各年4月1日）

注記：在籍率＝入所児童数÷定員

入所児童数は、市外からの入所児童を含む



【保育所別の年齢別入所児童数】

(単位：人)

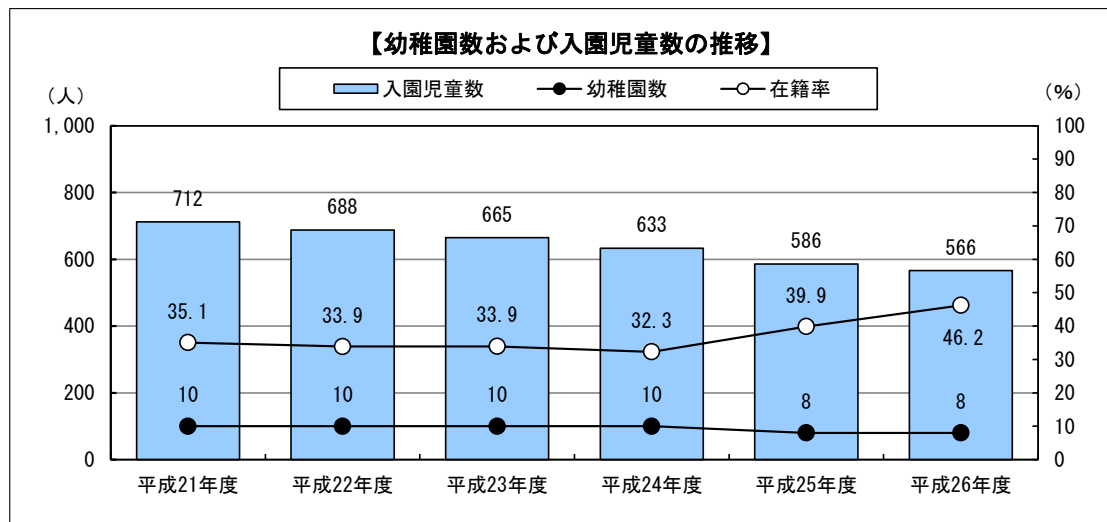
保育所名	定員	入所児童数							在籍率	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
市立	高砂西保育園	120	2	9	10	23	33	29	106	88.3%
	荒井保育園	110	1	8	11	27	24	26	97	88.2%
	梅井保育園	130	5	6	14	23	17	23	88	67.7%
	さつき保育園	60	2	8	4	14	14	9	51	85.0%
	曾根保育園	160	0	7	24	24	31	30	116	72.5%
	米田保育園	150	1	5	12	19	27	27	91	60.7%
	阿弥陀保育園	90	0	6	18	18	19	28	89	98.9%
	北浜保育園	90	3	7	11	23	15	27	86	95.6%
	市立計	910	14	56	104	171	180	199	724	79.6%
私立	白兔愛育園	90	1	12	17	16	18	29	93	103.3%
	真浄寺保育園	120	4	14	17	31	34	33	133	110.8%
	中筋保育園	120	1	18	25	29	28	36	137	114.2%
	美保里保育園	140	7	20	22	38	38	33	158	112.9%
	子供の園保育園	120	6	22	25	28	28	23	132	110.0%
	聖パウロ生石保育園	120	3	13	10	21	16	25	88	73.3%
	みどり丘保育園	130	4	20	27	31	34	32	148	113.8%
	真浄寺きくなみ保育園	60	3	8	13	17	10	14	65	108.3%
	米田西保育園	150	3	20	23	34	22	22	124	82.7%
	私立計	1,050	32	147	179	245	228	247	1,078	102.7%
合計	1,960	46	203	283	416	408	446	1,802	91.9%	

資料：子育て支援室（平成26年4月1日）



(2) 幼稚園の状況

本市には、平成26年5月1日現在、市立幼稚園が8か所あり、入園児童数は566人となっています。平成25年度から伊保幼稚園に伊保南幼稚園を統合、米田幼稚園に米田西幼稚園を統合したため、幼稚園数は平成24年の10か所から平成25年には8か所に減少しています。



資料：学校基本調査（各年5月1日）

【幼稚園別の年齢別入園児童数】

(単位：人)

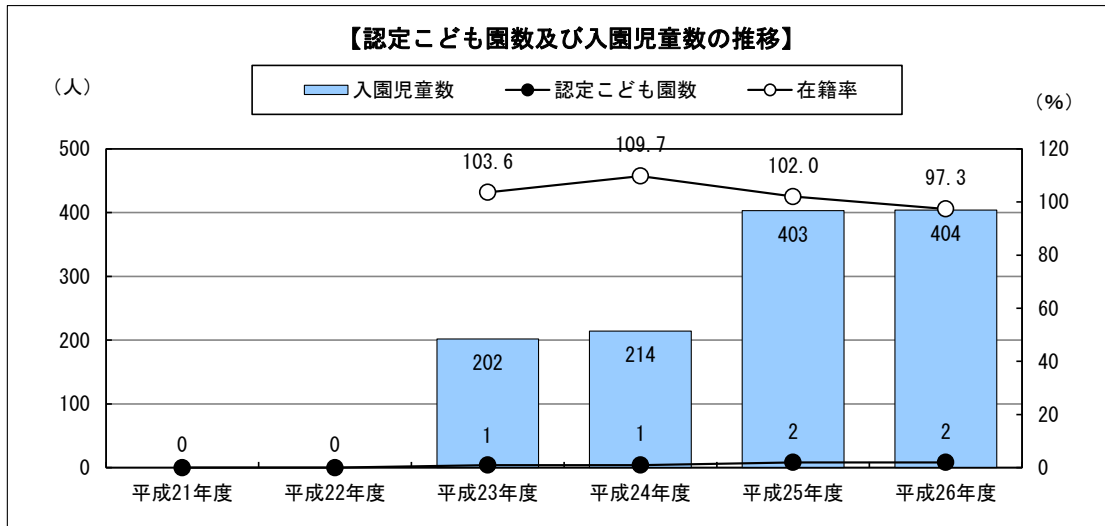
幼稚園名	定員	入園児数			在園児率	
		4歳	5歳	合計		
市立	高砂幼稚園	140	13	14	27	19.3%
	荒井幼稚園	175	65	66	131	74.9%
	伊保幼稚園	140	44	30	74	52.9%
	中筋幼稚園	70	10	13	23	32.9%
	曾根幼稚園	140	29	57	86	61.4%
	米田幼稚園	280	80	61	141	50.4%
	阿弥陀幼稚園	140	23	35	58	41.4%
	北浜幼稚園	140	14	12	26	18.6%
合計	1,225	278	288	566	46.2%	

資料：学務課（平成26年5月1日）



(3) 認定こども園の状況

本市には、平成26年4月1日現在、私立認定こども園が2か所あり、入園児童数はあわせて404人となっています。



資料：子育て支援室（各年4月1日現在）

【認定こども園別年齢別児童数】

(単位：人)

施設名	定員	入所児童数							在籍率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
私立 正蓮寺幼稚園・正蓮寺 保育園	205	5	18	17	66	55	62	223	108.8%
	210	0	21	34	46	39	41	181	86.2%
合計	415	5	39	51	112	94	103	404	97.3%

資料：子育て支援室（平成26年4月1日）

(4) 認可外保育施設の状況

本市には、平成26年4月1日現在、認可外保育施設は4か所あります。

【認可外保育施設の概要】

(単位：人)

	施設名	開館時間	定員
事業所内保育施設	兵庫ヤクルト販売(株) 高砂保育所	8:30~15:30	16
	高砂市民病院 院内保育園ひまわり	7:30~18:00	20
その他の 認可外保育施設	メリーGランド	8:00~17:00	65
	すくすくひろば	8:00~18:00	12

資料：子育て支援室（平成26年4月1日）

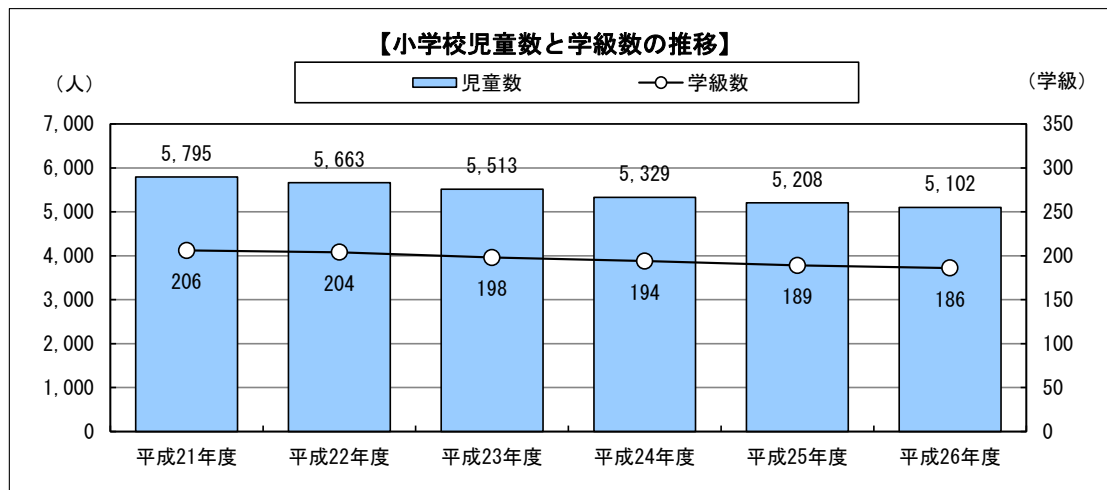


1-3. 小学校・中学校の状況

(1) 小学校の児童数と学級数の状況

本市の小学校は、平成26年5月1日現在、市立が10校あります。

小学校の児童数は、平成21年度5,795人であったのが、年々減少し、平成26年5月1日現在、5,102人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日）

【小学校別学年別児童数】

(単位：人)

	学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
市立	高砂小学校	58	66	65	61	71	68	389
	荒井小学校	128	132	129	142	139	121	791
	伊保小学校	98	86	97	84	80	111	556
	伊保南小学校	53	50	53	54	56	61	327
	中筋小学校	40	48	49	51	53	54	295
	曾根小学校	111	122	118	126	116	130	723
	米田小学校	129	131	108	108	131	149	756
	米田西小学校	58	79	59	93	85	73	447
	阿弥陀小学校	89	88	104	88	77	87	533
北浜小学校	54	49	50	48	42	42	285	
合計		818	851	832	855	850	896	5,102

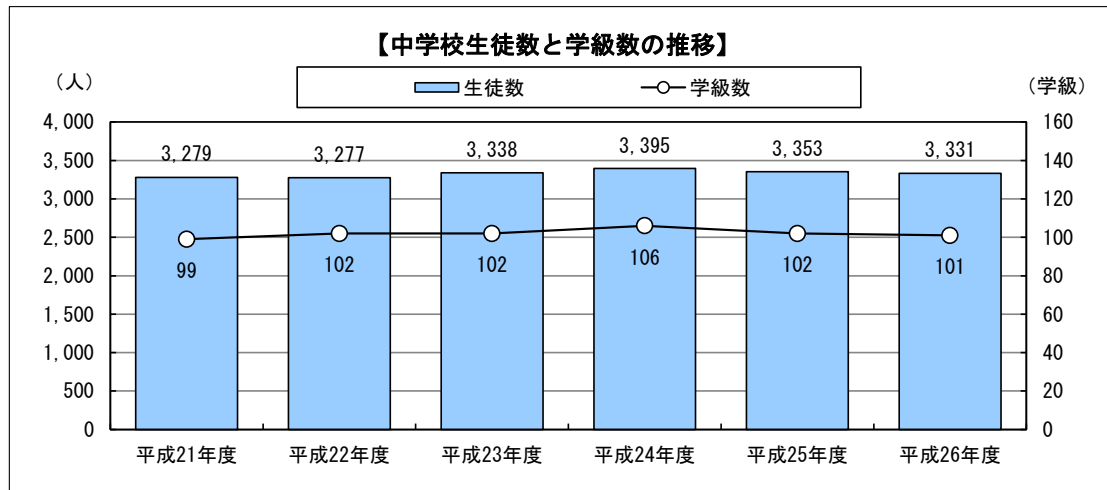
資料：学務課（平成26年5月1日）



(2) 中学校の生徒数と学級数の状況

本市の中学校は、平成26年5月1日現在、市立6校、私立1校、あわせて7校あります。

中学校の生徒数は、平成21年度から平成24年度までは横ばいまたは増加傾向にありましたが、平成25年度の減少に転じ、平成26年5月1日現在、3,331人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日）

【中学校別学年別生徒数】

(単位：人)

	学校名	1年生	2年生	3年生	合計
市立	高砂中学校	78	76	85	239
	荒井中学校	187	195	149	531
	竜山中学校	94	103	146	343
	松陽中学校	182	183	198	563
	宝殿中学校	227	221	248	696
	鹿島中学校	128	118	129	375
	市立計	896	896	955	2,747
私立	白陵中学校	199	199	186	584
	私立計	199	199	186	584
合計		1,095	1,095	1,141	3,331

資料：学務課（平成26年5月1日）



(3) 小学校・中学校の不登校等の状況

平成25年度の不登校は、小学生で22人、中学生で98人となっています。

平成21年度以降の推移をみると、「いじめの件数」や「スクールカウンセリング件数」が増加しています。

【不登校等の状況】

(単位：人、件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	不登校	19	10	21	20	22
	長期欠席	28	27	33	30	39
	いじめの件数	17	21	28	107	122
	スクールカウンセリング件数	347	347	380	284	453
中学校	不登校	86	89	108	111	98
	長期欠席	103	101	131	128	112
	いじめの件数	19	23	21	82	84
	スクールカウンセリング件数	1,232	1,052	1,084	1,335	1,369

資料：教育総務課



1-4. その他の状況

(1) 相談事業

本市における主な相談事業としては、子育て支援室が実施している「家庭児童相談」、子育て支援センターが実施している「子育て相談」、健康増進課が実施している「子どものからだ・こころ・ことば相談」、高砂児童学園が実施している「マミーサポート」、教育委員会が実施している「高砂市教育相談」があります。

相談件数は、平成25年度で合計1,054件と、平成21年度と比べると大きく増加しています。

また、虐待に関する相談件数は、平成25年度で86件と、平成24年度の2倍近くに増加しており、内容では「心理的虐待」が最も多くなっています。

【主な相談事業の概要と相談件数の推移】

(単位：件)

事業名称 又は実施場所	内容	相談件数				
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
家庭児童相談 (子育て支援室)	気軽な相談から、児童虐待に関する相談などに対応 月～金、8:30～17:00	204	219	237	212	294
子育て相談(高砂市子育て支援センター)	臨床心理士による個別相談 月2回 13:00～15:30	104	119	133	75	83
子どものからだ・こころ・ことば相談 (健康増進課)	乳幼児発達相談 月2回	354	345	440	511	540
マミーサポート (高砂児童学園)	発達相談 木曜日、15:00～16:30	26	44	23	32	15
高砂市教育相談 (教育委員会) ※「のびのび教室」を含む	教育全般にかかる相談 月～金、9:00～16:00	86	207	172	220	122
合計		774	934	1,005	1,050	1,054

注記：上記事業以外に兵庫県が実施している相談事業があります。

【虐待相談取扱件数の推移】

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ネグレクト	41	42	23	22	23
身体的虐待	22	26	20	17	29
性的虐待	2	0	0	0	0
心理的虐待	0	2	4	7	34
合計	65	70	47	46	86

資料：子育て支援室



2 アンケート調査結果からみられる現状

2-1. 母親の就労等の状況

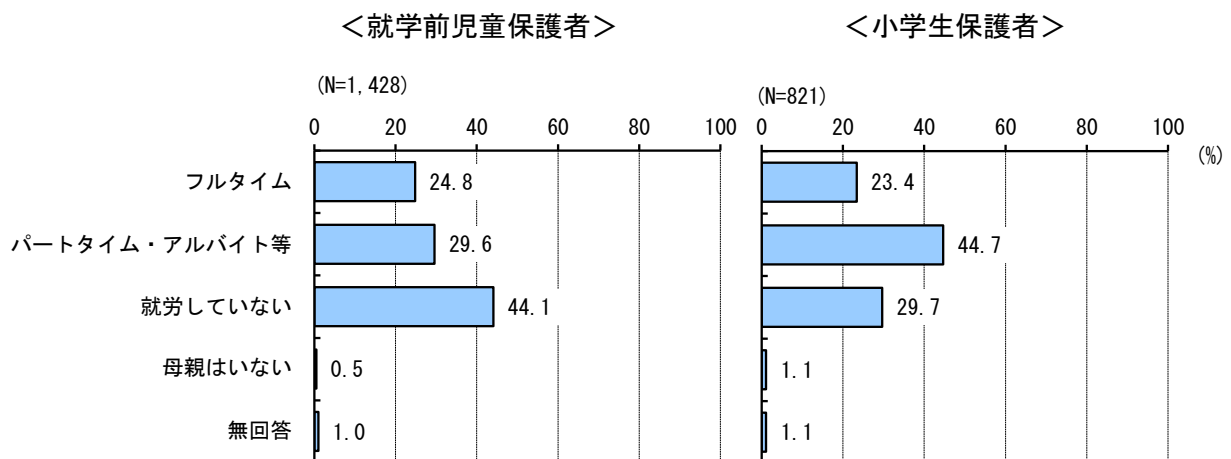
(1) 母親の就労状況と就労希望

就学前児童保護者では「就労していない」が44.1%、小学生保護者では「パートタイム・アルバイト等」が44.7%と最も多くなっています。

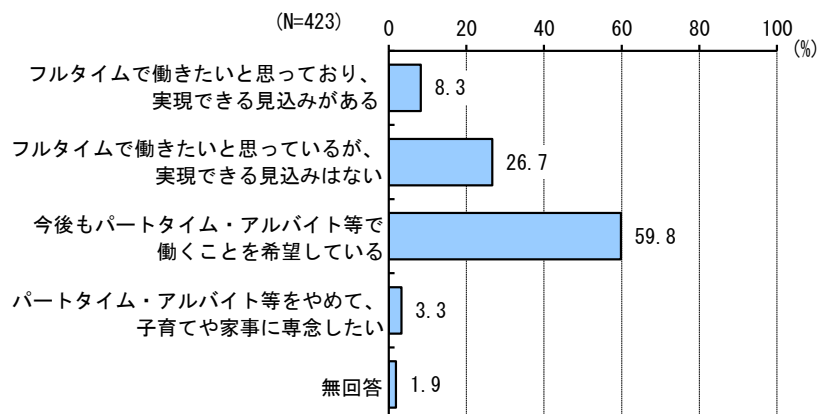
パート・アルバイト等により就労している母親（就学前児童）の中で、フルタイムへの転換希望があるのは35.0%で、そのうちの多くは実現できる見込みがない状況となっています。

現在、働いていない母親（就学前児童）についても、その77.3%が今後働きたいと希望しています。

【母親の就労状況】

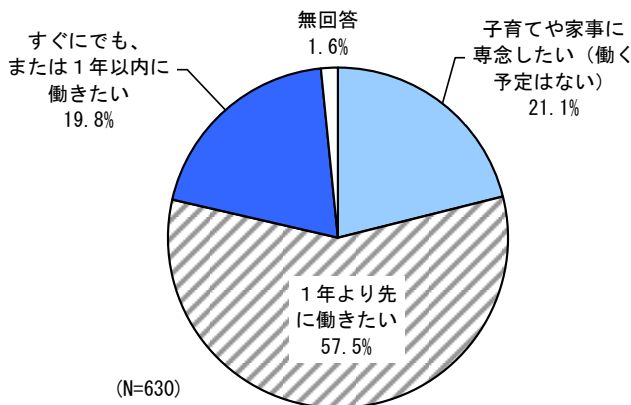


【パートタイム・アルバイト等就労者の今後の就労希望】（就学前児童保護者）

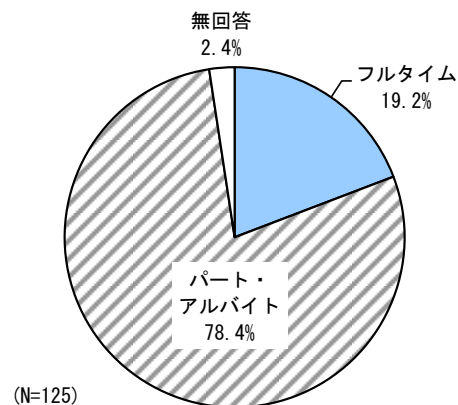




【非就労者の就労希望】
(就学前児童保護者)



【非就労者の希望する働き方】
(就学前児童保護者)

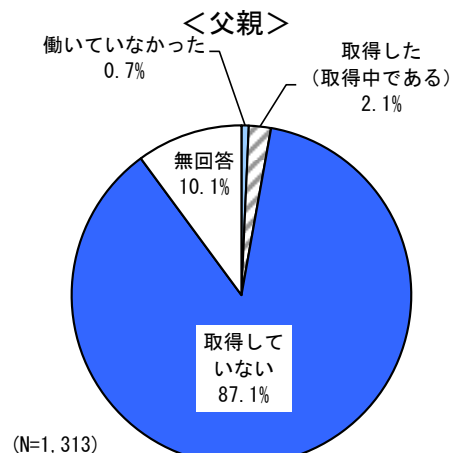
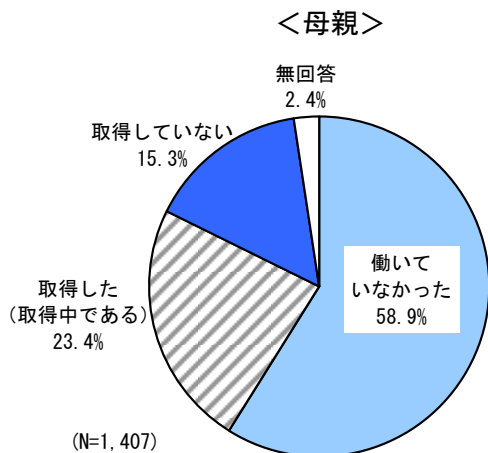


(2) 育児休業等の取得状況

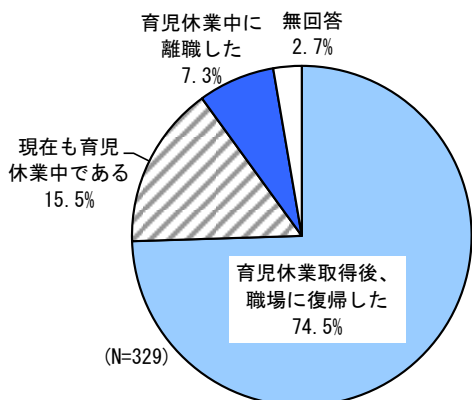
就学前児童保護者で育児休業を取得したのは、母親 23.4%、父親 2.1%です。

母親の育児休業からの復帰については、大半が復帰していますが、「育児休業中に離職した」が7.3%みられます。また、「年度初めの入所に合わせたタイミング」に復帰したのは23.3%となっています。

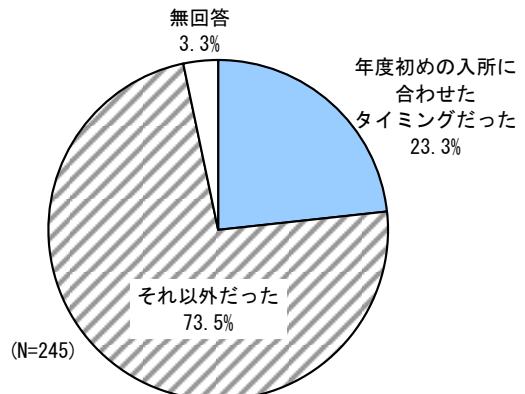
【育児休業の取得状況】(就学前児童保護者)



【母親の育児休業後の復帰状況】
(就学前児童保護者)



【母親の育児休業後の復帰時期】
(就学前児童保護者)





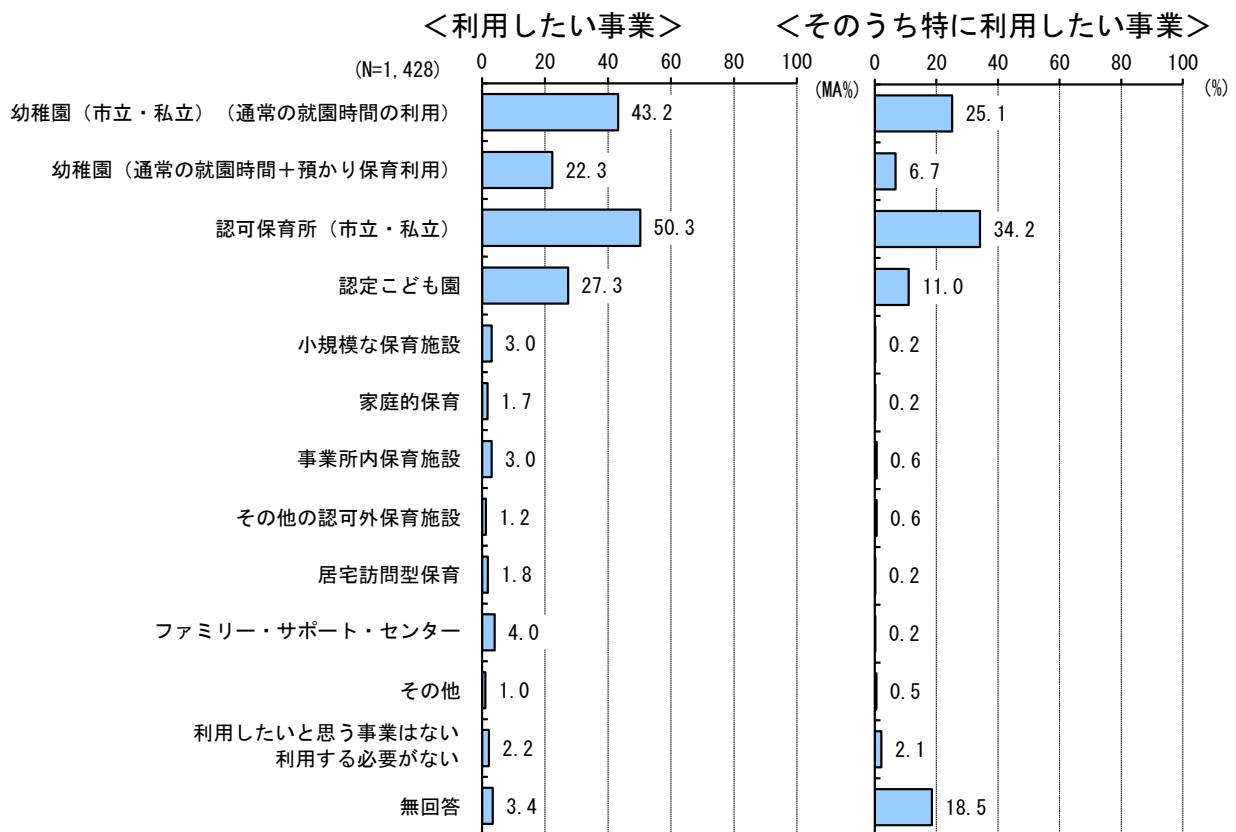
2-2. 子育て家庭の子育て等に関する意識

(1) 今後利用したい定期的な教育・保育事業

「認可保育所（市立・私立）」が50.3%で最も多く、次いで「幼稚園（市立・私立）（通常の就園時間）」が43.2%となっています。

年齢別にみると、年齢にかかわらず「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」となっています。

【今後、定期的に利用したい教育・保育事業】



【年齢別 今後、特に利用したい教育・保育事業】

	全体 (N)	幼稚園（市立・私立）（通常の就園時間の利用）	幼稚園（通常の就園時間+預かり保育利用）	認可保育所（市立・私立）	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	利用したいと思う事業はない 利用する必要がない	無回答
全体	1,428	25.1	6.7	34.2	11.0	0.2	0.2	0.6	0.6	0.2	0.2	0.5	2.1	18.5
0歳	183	26.8	4.9	31.1	10.9	0.5	-	1.6	0.5	-	-	1.1	2.2	20.2
1歳	203	23.6	3.9	37.9	15.3	0.5	-	0.5	0.5	-	-	0.5	1.5	15.8
2歳	252	22.6	3.6	37.3	14.3	-	-	0.4	0.8	0.4	0.4	0.8	2.0	17.1
3歳	252	27.0	6.3	39.7	7.1	0.4	-	-	0.4	-	-	0.4	1.2	17.5
4歳	272	25.7	9.9	33.5	10.7	-	-	0.7	1.1	0.4	-	-	1.8	16.2
5歳	256	25.0	9.8	26.6	9.0	-	1.2	0.4	-	-	0.8	0.4	3.9	23.0

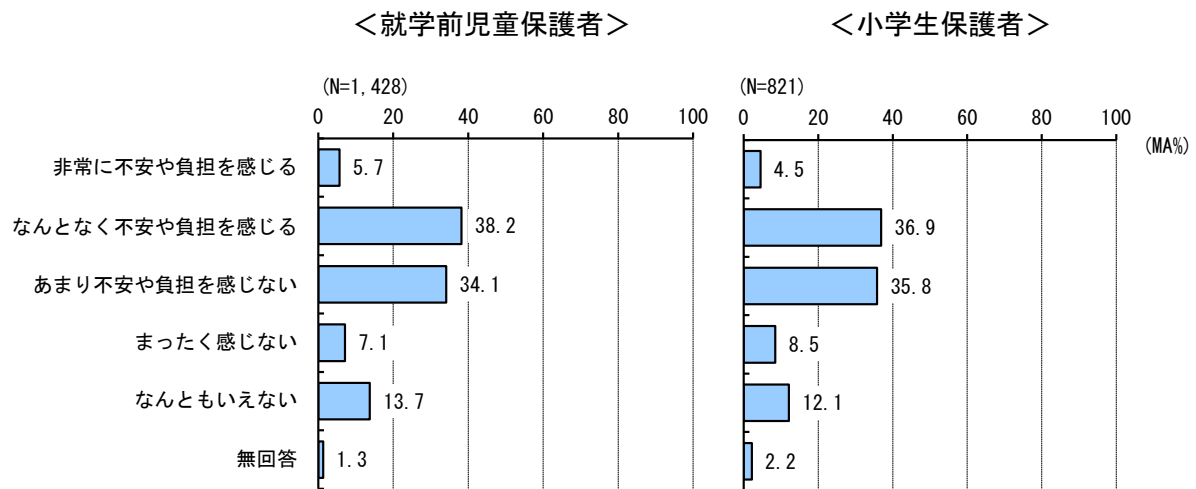
注記：(N)について、年齢無回答があるため、年齢別の合計が全体とは一致しない



(2) 子育ての感じ方

子育てに関する不安や負担について、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「なんとなく不安や負担を感じる」と「あまり不安や負担を感じない」が拮抗して多くなっています。「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた“不安や負担を感じている”のは、就学前児童保護者で43.9%、小学生保護者で41.4%となっています。

【子育てに関する不安や負担】

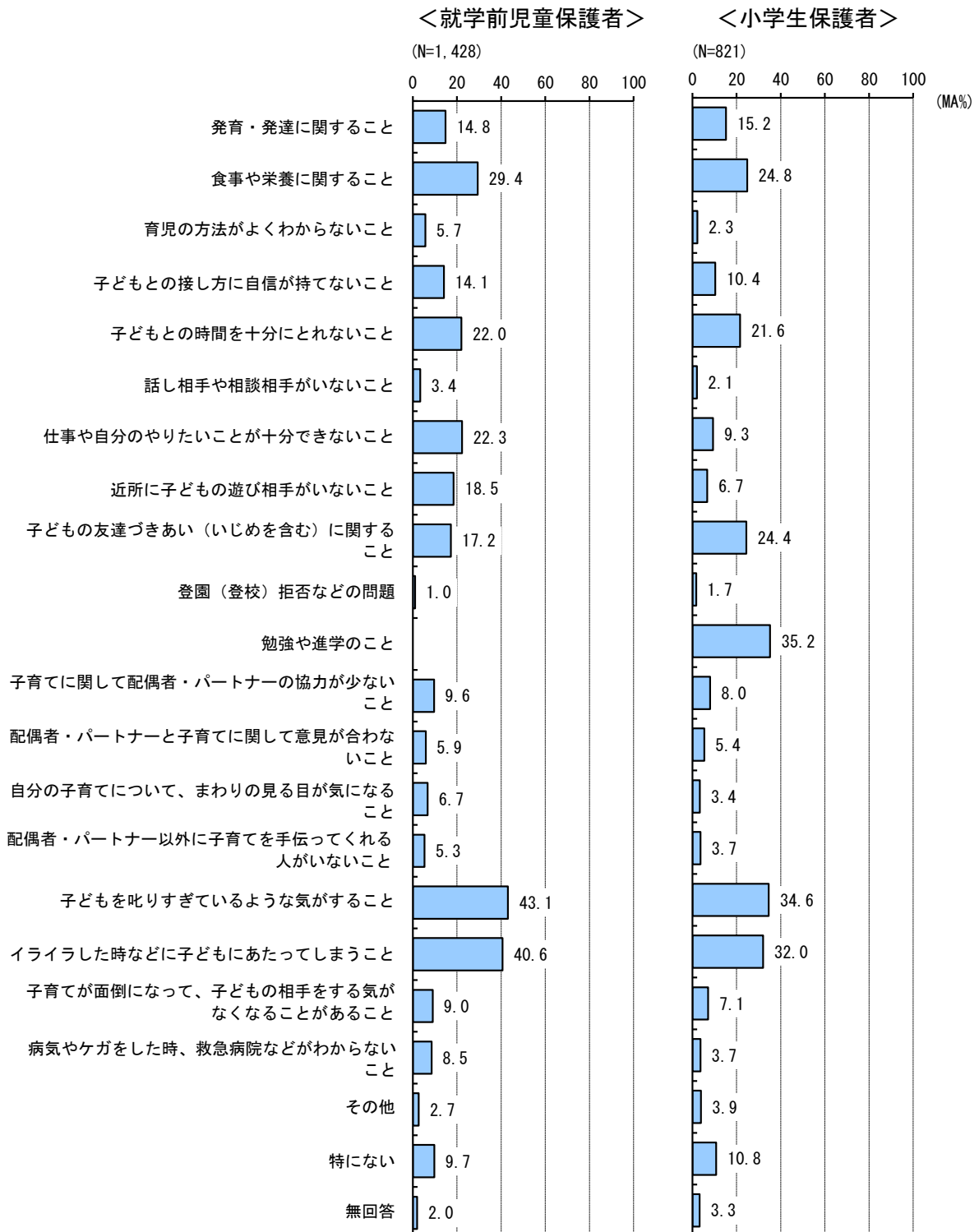




(3) 日頃の悩み

日頃悩んでいることについて、就学前児童保護者では「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 43.1%、「イライラした時などに子どもにあたってしまうこと」が 40.6%と多くなっています。小学生保護者では「勉強や進学のこと」が 35.2%と最も多くなっていますが、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 34.6%、「イライラした時などに子どもにあたってしまうこと」が 32.0%となっています。

【日頃悩んでいること（複数回答）】



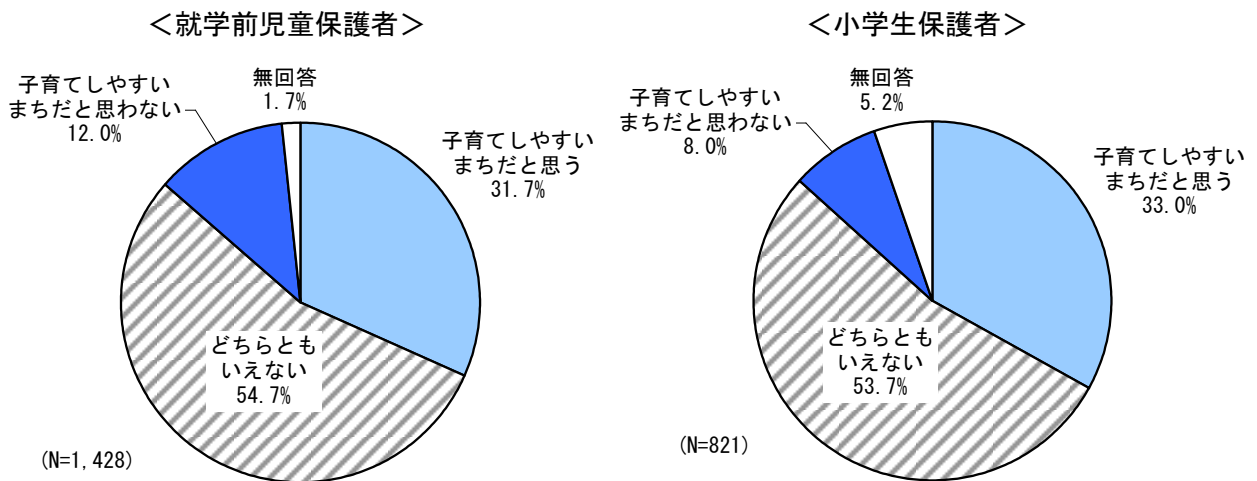


(4) 子どもの育てやすさの評価

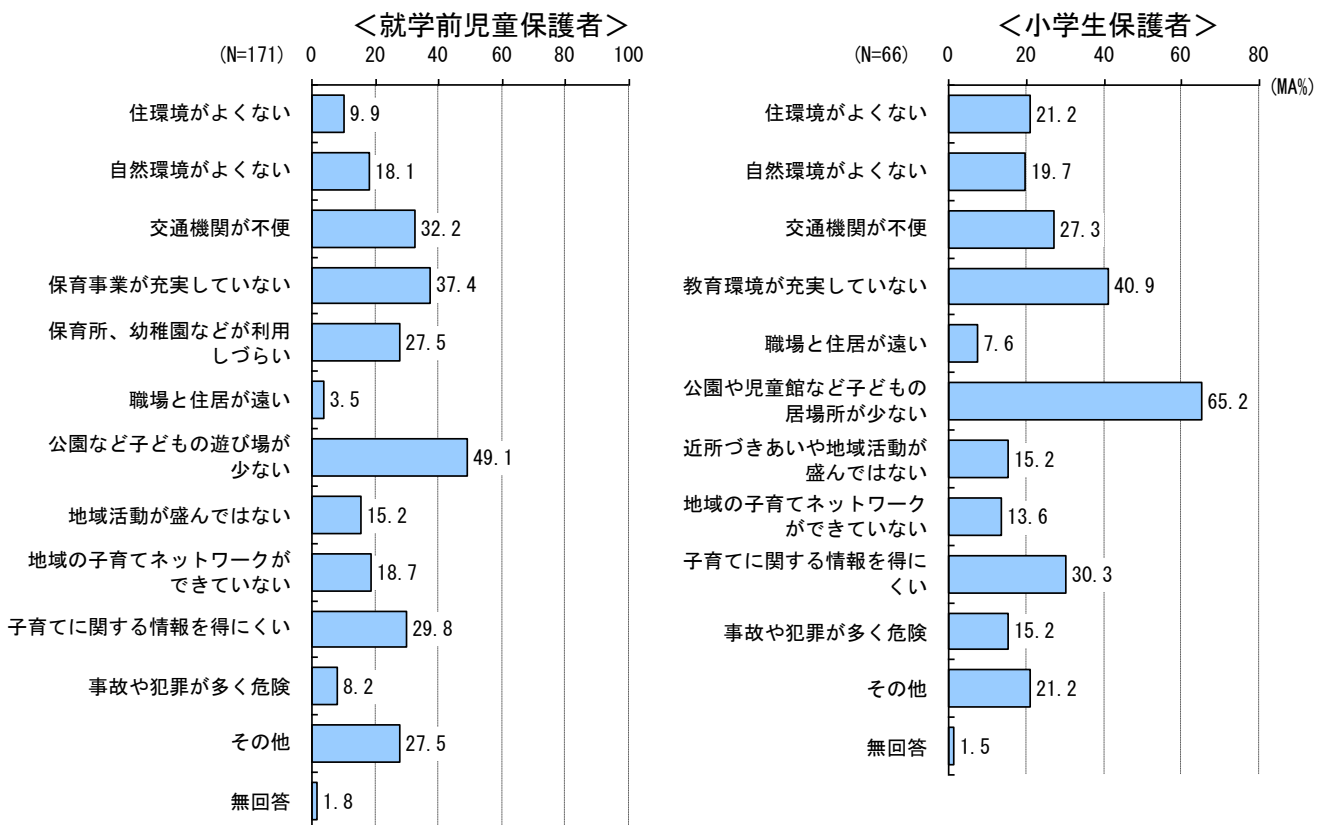
「子育てしやすいまちだと思う」は就学前児童保護者で 31.7%、小学生保護者で 33.0%と、ともに約3割にとどまっています。一方、「子育てしやすいまちだと思わない」は就学前児童保護者で 12.0%、小学生保護者で 8.0%となっています。

子育てしやすいまちだと思わない人について理由をみると、就学前児童保護者では「公園など子どもの遊び場が少ない」が 49.1%、小学生保護者では「公園や児童館など子どもの居場所が少ない」が 65.2%と最も多くなっています。

【高砂市は子育てしやすいまちだと思うか】



【子育てしやすいまちだと思わない理由（複数回答）】



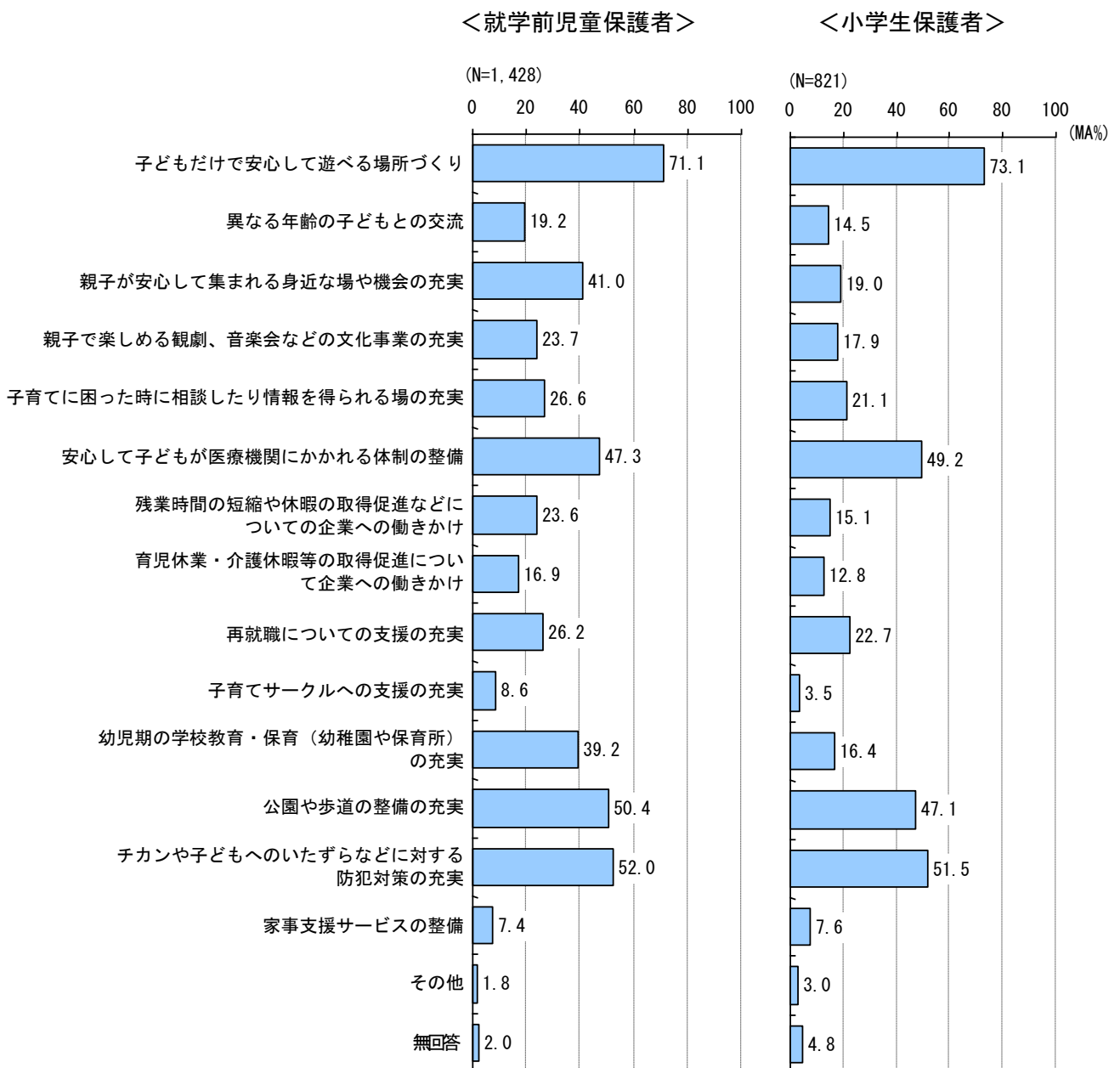


(5) 力を入れてほしい子育て支援施策

もっと力を入れてほしい子育て支援施策について、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が就学前児童保護者で71.1%、小学生保護者で73.1%と、ともに最も多くなっています。

全体的にみれば、子どもの遊び場、チカン等に対する防犯体制、公園や歩道の整備、子どもの医療体制についてのニーズが高くなっています。

【もっと力を入れてほしい子育て支援】

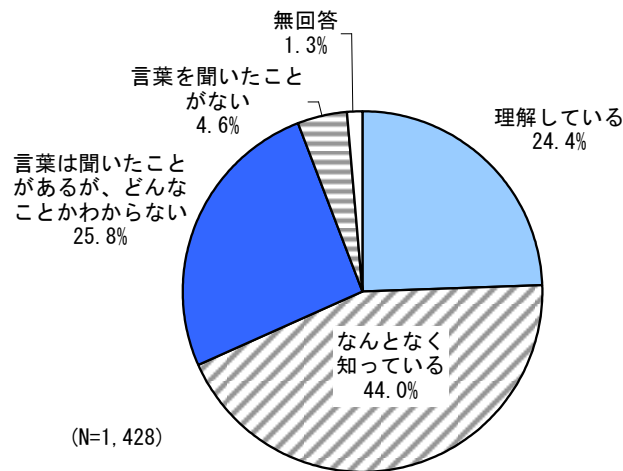




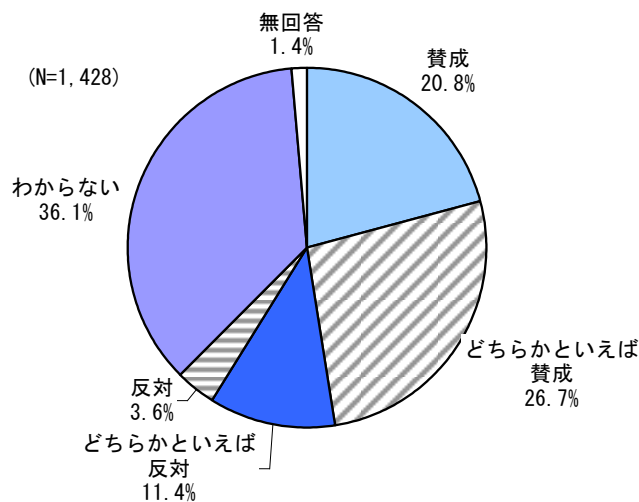
(6) 幼保一体化についての認識

本市が推進している「幼保一体化」について、「理解している」のは 24.4%と全体の4分の1程度となっています。一方、「幼保一体化」の推進については、「わからない」が 36.1%と3分の1強となっています。

【「幼保一体化」の認知度】(就学前児童保護者)



【高砂市の幼保一体化の推進について】(就学前児童保護者)



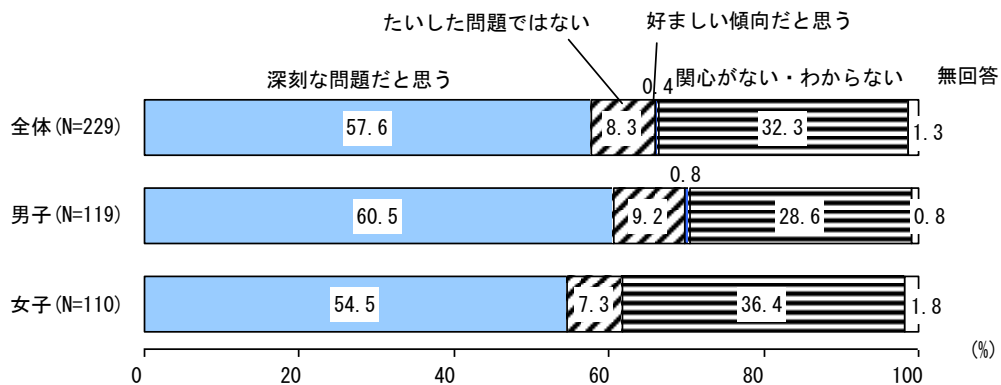


2-3. 高校生の結婚・子育て意識

(1) 合計特殊出生率の低下についての認識

合計特殊出生率の低下について、「深刻な問題だと思う」は57.6%となっています。

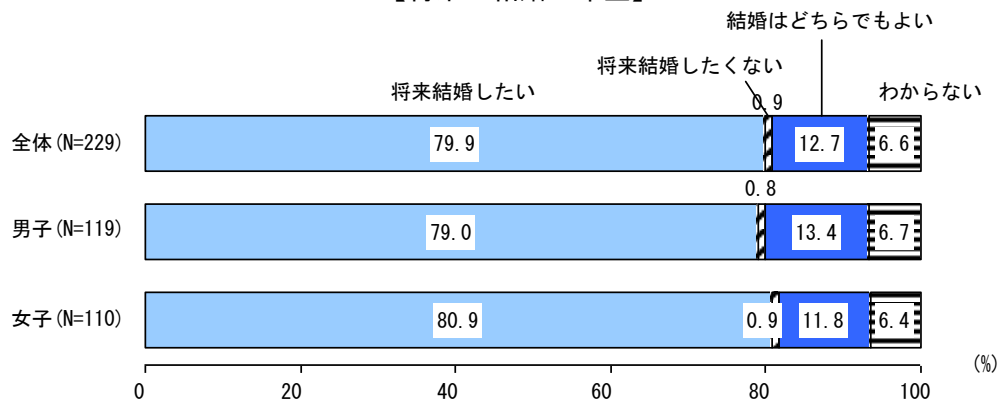
【合計特殊出生率の低下についての認識】



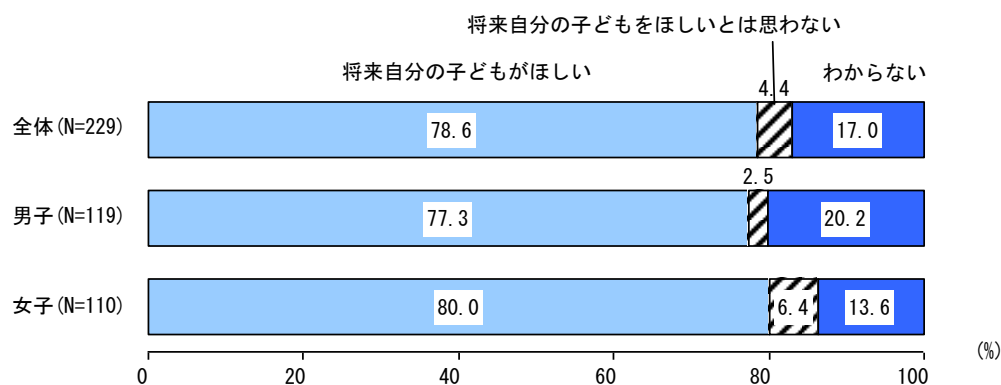
(2) 結婚や子どもを持つことについての希望

結婚や子どもを持つことについて、「将来結婚したい」は79.9%、「将来自分の子どもがほしい」は78.6%となっています。

【将来の結婚の希望】



【将来、自分の子どもがほしいかどうか】



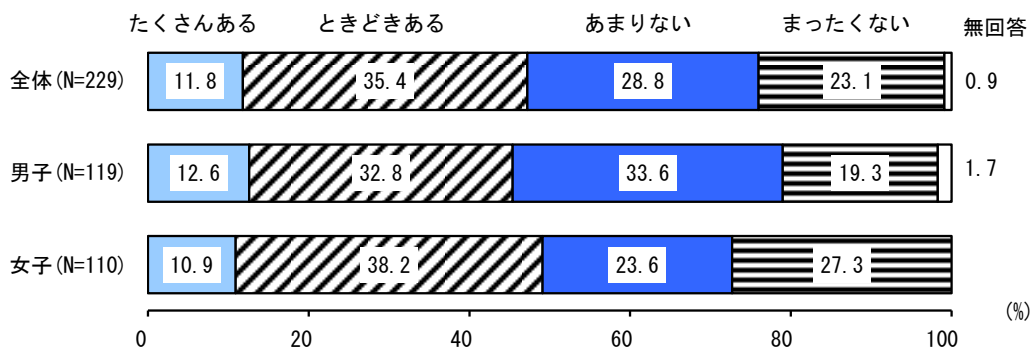


(3) 乳幼児とのふれあい

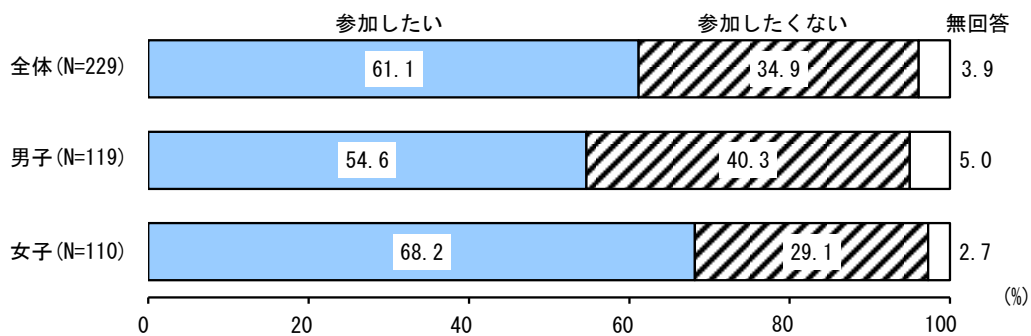
きょうだい以外の乳幼児とふれあう機会の有無について、「たくさんある」と「ときどきある」を合わせると47.2%となっています。

また、今後、乳幼児とふれあう機会があれば「参加したい」が61.1%と多いものの、「参加したくない」が男子では40.3%みられます。

【乳幼児とふれあう機会】



【乳幼児とふれあう機会への参加意向】





3 次世代育成支援後期行動計画の達成状況

3-1. 基本目標別の達成状況

次世代育成支援後期行動計画で推進してきた事業について、事業担当課で達成度の自己評価を行いました。

延べ159事業中154事業（96.9%）がAまたはBの評価となっています。

施策体系別に平均評価点を算出すると、「地域での生活環境の整備」が平均1.8点と比較的低くなっています。

【次世代育成支援後期行動計画の達成状況（平成22年度～25年度末）】

基本目標別	事業数	達成度別 事業数					平均点
		A	B	C	D	E	
子育て家庭への支援	32	15	17	0	0	0	2.5
子育て支援のコミュニティ整備	6	0	6	0	0	0	2.0
就労と子育ての両立支援	31	3	28	0	0	0	2.1
健全育成に向けた教育の充実	33	10	23	0	0	0	2.3
地域での生活環境の整備	18	2	11	5	0	0	1.8
安心して生み育てることのできる環境の整備	39	14	25	0	0	0	2.4
合計 ()内は構成比	159 (100.0%)	44 (27.7%)	110 (69.2%)	5 (3.1%)	0	0	2.2

- ※評価内容
- A：予定以上に進捗している（3点）
 - B：予定通り進捗している（2点）
 - C：かなり遅れている（1点）
 - D：取り組みが進んでおらず、成果はなかった（0点）
 - E：事業を廃止（0点）



3-2. 特定事業に係る目標事業量の達成状況

次世代育成支援後期行動計画において定めた特定事業に関する数値目標の達成状況を見ると、以下のとおりとなっています。

数値目標を掲げた13項目のうち、10項目（76.9%）が目標を達成しました。

項目	平成26年度 目標値	実績		平成26年度 目標達成率	
		平成25年度	平成26年度 見込み		
通常保育事業	利用人数 (3歳未満)	600人	623人	627人	104.5%
	利用人数 (3歳以上)	1,550人	1,453人	1,455人	93.9%
延長保育事業	利用人数	300人	268人	300人	100.0%
	実施箇所数	11か所	10か所	11か所	100.0%
休日保育事業	利用人数	140人	59人	59人	42.1%
	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	100.0%
病児・病後児保育事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	100.0%
一時預かり事業	実施箇所数	7か所	7か所	7か所	100.0%
ショートステイ事業	実施箇所数	1か所	9か所	9か所	900.0%
放課後児童健全育成事業	利用人数	802人	657人	700人	87.3%
	実施箇所数	13か所	12か所	13か所	100.0%
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数	1か所	1か所	2か所	200.0%
ファミリーサポートセンター事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	100.0%



3-3. 高砂市次世代育成支援後期行動計画における

主な取り組みと今後の課題

基本目標1 子育て家庭への支援

- 平成 25 年度から北部子育て支援センターを開設し、地域子育て支援拠点の充実を図ったほか、家庭児童相談、学校におけるスクールカウンセラーによる児童・生徒や保護者への相談対応、心理士等専門職による保育所等への巡回相談など、子育て家庭への相談の充実・情報機能の強化に取り組みました。今後も、人材を確保し、より一層、相談支援体制の充実に努める必要があります。
- 子育て家庭への経済的負担の軽減については、保育所や幼稚園、学童保育所の保育料の減免、小・中学校の就学費用の一部を援助するなどに取り組みました。今後は、対象保護者の利用を促進するため、制度の周知に努める必要があります。
- 育児不安の軽減と児童虐待発生予防については、子育て支援センターにおいて、遊びの提供や子育てについて話し合える場を設け、孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消に取り組みました。また、関係機関と密接な連携のもと要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、児童虐待の予防、早期発見に努めました。今後も、中央こども家庭センター等との連携をさらに強化し、児童虐待の早期発見、被虐待児童へのケア、家庭復帰への支援を充実していく必要があります。
- ひとり親家庭への支援については、母子・父子自立支援員を増員し、夜間相談（予約制）など相談活動の充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立支援のための教育訓練や高等職業訓練に係る費用の給付、家事支援が必要なひとり親家庭等へ家事ヘルパーの派遣、その他各種の経済的支援に取り組みました。今後も、相談支援の更なる充実、各種の支援制度の啓発や適正な給付等に努める必要があります。

基本目標2 子育て支援のコミュニティ整備

- 子育て支援フォーラムの実施、ファミリー・サポート・センター事業の拡大、各小学校校区における登下校の安全を確保するための見守り活動、子育て支援センターでの「つどいの広場」や各地域の公民館における「レッツゴーつどい」など、地域における子育て支援活動の推進に取り組みました。今後もさらに、子育てに関する各種団体の活動と連携を支援し、子育て支援のネットワークを充実していく必要があります。

基本目標3 就労と子育ての両立支援

- 男女共同の子育ての推進については、「お父さん応援講座」「男性の料理教室」「父親講座」の開催、男女平等教育の実施などにより、男性の意識改革に努めました。
- 子育てしやすい雇用環境の整備については、情報提供等による育児休業制度の普及・利用促進、ハローワーク加古川（マザーズコーナー）等との連携による女性の再就職支援、企業に対する啓発に取り組みました。仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化の普及



については、国や県と連携し、息の長い取り組みが必要です。

- 多様な保育ニーズへの対応については、引き続き、乳児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業を実施し、平成 25 年度からは病児保育事業も開始しました。また、放課後児童対策として、学童保育所の充実に取り組みました。今後も、多様な保育事業や学童保育所の提供体制の充実に努める必要があります。
- 市立幼稚園と市立保育所の一体化を図り、高砂こども園、中筋こども園、阿弥陀こども園、北浜こども園の 4 つの幼保一体化園を開設しました。保護者や民間事業者の理解促進を図り、認定こども園への移行を検討・推進する必要があります。

基本目標4 健全育成に向けた教育の充実

- 家庭教育については、おはなしルームを開設し、絵本やお話の読み聞かせを通して子育てを実践し、親子同士の交流を図るなど、家庭の教育力向上に努めました。
- 人格形成の基礎を培う就学前教育については、幼稚園・保育所の統廃合、幼保一体化等を進め、就学前教育の環境整備、就学前教育と小学校教育の円滑な接続に努めました。
- 生きる力を育む学校教育については、道徳教育の充実とともに、スクールカウンセラーを活用した児童・生徒に寄り添う相談活動、子どもがインターネット被害に遭わないようにするための情報モラル教育や携帯電話のフィルタリングの普及等に取り組ましました。今後は、児童・生徒が抱える問題の複雑化・多様化へ適切に対応できる体制の一層の充実に努める必要があります。
- 多様な体験学習・交流活動については、平和学習、海外姉妹都市交流事業、エコ教室、高齢者との交流等の体験学習を実施しました。また、「高砂能楽入門」や「こども狂言ワークショップ」、「親子まち歩き」での史跡見学、謡曲「高砂」など、高砂ゆかりの人物とその功績を学び、郷土の伝統文化に触れる機会を設けました。さらに、次代の親の育成を図るため、中学生が乳幼児と触れ合う体験を実施しました。これらの様々な体験学習事業については、子どもたちが継続して興味・関心が持てるよう、さらに内容を充実していく必要があります。
- 学校と家庭・地域社会との連携については、学校の運動場や体育館等の開放、オープンスクールの実施など、開かれた学校づくりを進めました。また、地域の協力を得て、放課後こども教室を実施しましたが、参加者が少ないことや保護者の送迎負担が課題となっています。今後は、さらに学校と家庭・地域の連携を強化し、協働で子どもの健全育成に取り組むことが重要です。

基本目標5 地域での生活環境の整備

- 子どもと子育てに配慮したまちづくりについては、鹿島・扇平自然公園における自然とふれあえる場の整備、開発指導要綱による遊び場の設置、市役所本庁舎にオムツ替え台や着替え台を併設した授乳室の設置、講座参加の際に一時保育のための保育士の派遣などに取り組ましました。公園・緑地の確保や歩道や公園等のバリアフリー化については、今後も引き続き、実現に向けて努める必要があります。



- 子どもを犯罪等の被害から守るための対策としては、学校における安全教育、地域団体や青色防犯パトロール員による登下校の見守りや防犯パトロール、関係機関と連携した防犯キャンペーン、保育所職員に対する不審者研修等に取り組みました。犯罪は日々進化し、悪質巧妙化していることから、関係機関との連携のもと、継続的な防犯活動を推進していくことが重要となっています。
- 交通安全対策については、すべての認定こども園・幼稚園・保育所、小・中・高校等を対象とした交通安全教室の実施、チャイルドシートの啓発、認定こども園・幼稚園・保育所出入口の飛び出し防止シールの貼り替えなどに取り組みました。今後は、特に自転車事故防止のための教育が必要となっています。

基本目標6 安心して生み育てることのできる環境の整備

- 母子保健については、妊婦健康診査費助成事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査、5歳児相談、保健師・栄養士・歯科衛生士等による育児相談に取り組みました。また、育児不安の解消のために、ひだまりサロン、お母さんの育児教室、きらりんクラブの実施、電話による相談対応、養育支援家庭訪問など専門的な立場から育児に関する相談支援を行いました。今後は、安心して妊娠・出産できるよう、相談支援体制をさらに充実するとともに、妊娠・出産・乳幼児の切れ目のない保健対策を進める必要があります。
- 地域医療体制については、事故防止と急病時対応やかかりつけ医制度の普及啓発、医師会の協力のもと、夜間急病センター、休日・祝日等の一次救急医療体制、入院治療を必要とする子どもに対応する小児科二次救急医療体制の整備を推進しました。
- 思春期保健対策については、中学生を対象とした性教育や薬物乱用防止教育、未成年の喫煙防止の啓発、スクールカウンセラーによる心の相談などに取り組みました。今後、生徒等の実態を十分に把握し、適切な教育や相談支援を進める必要があります。
- 食育の推進については、離乳食期、幼児期、学童期を通じた、啓発・教室・学校教育・学校給食・食育キャラバンなどに取り組みました。食育は家庭との協力が不可欠であり、今後も多様な方法で啓発を行う必要があります。
- 障がいのある子どもとその親への支援については、障がい福祉サービスの提供や経済的支援のほか、子どものからだ・こころ・ことばの相談の充実、心理士等専門職による保育所等への巡回相談や発達支援サポーター養成講座の開催など、療育相談や療育体制の充実に取り組みました。また、保育所における障がい加配保育士の配置、幼稚園・学校におけるスクールアシスタント・介助員・障がい加配教諭の配置、障がいがある子どもが利用しやすい学校設備や施設の充実を図りました。障がいのある子どもは多様であり、今後も、乳幼児期から継続した支援が必要です。また、高砂児童学園が発達支援センターとして、障がい児の総合的な療育をバックアップできるよう、体制の充実を図る必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもたちは次代に向けての主人公です。性別・国籍・障がいの有無・貧富に関わらず、すべての子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して、明るくのびやかに育つことができる環境づくりが必要です。

また、子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは社会全体の希望であり、未来をつくる存在です。家庭だけでなく、地域、学校、企業等がそれぞれの役割を認識し、子ども・子育て支援は社会全体で協働して取り組む必要があります。

社会全体の協働により、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが健やかに育って行ける社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみを持ちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。

【計画の基本理念】

**子どもの健やかな成長を支えるまち、
安心して子育てができるまちをめざして**

イラスト挿入



<参考>

子ども・子育て支援法における基本理念

(平成24年8月22日法律第65号、平成26年6月13日改正)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

少子化社会対策基本法における基本理念

(平成15年7月30日法律第133号)

第2条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

次世代育成支援対策推進法における基本理念

(平成15年7月16日法律第120号、平成26年4月23日改正)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

児童福祉法の理念

(昭和22年12月12日法律164号、平成26年6月13日改正)

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。



2 基本的な視点

本計画は、次の4つの基本的な視点に基づき策定しました。

1. 一人ひとりの子どもを尊重し、すべての子どもと家庭を支援する視点

「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも謳われているように、子ども・子育て支援については、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの利益や子ども自身の意思を最大限に尊重して、取り組みを推進します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など、様々な困難を抱えた子どもや子育て家庭があります。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、社会的支援が必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもと家庭を支援する取り組みを推進します。

2. 安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現する視点

危機的な少子化傾向を食い止めるためには、希望通りに働き、安心して結婚・出産・子育てができる社会を実現することが重要です。

そのため、結婚、妊娠・出産、子育てのそれぞれのライフステージのニーズに応じた切れ目ない取り組みを推進します。また、仕事と子育ての両立ができるよう、男女の働き方の見直しを進め、国や県、関係者と連携して、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを推進します。

3. 次代の親の育成、親育ちを支援する視点

子どもは、やがて次代の親になるという認識のもと、豊かな人間性を育み、自立して家庭を持ち、次代の子どもを育てることができるよう、総合的な取り組みを推進します。

また、すべての親が孤立することなく、子どもの成長に喜び、生きがいを感じながら親として成長し、子育てに責任を果たすことができるようにするための取り組みを推進します。

4. 社会全体で子育てを支援する視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我がまちの担い手の育成の基礎となります。

地域、家庭、事業者、行政等、社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任を果たしながら、社会全体が協働して、子どもや子育て家庭への支援に取り組みます。



3 基本目標

基本理念に基づき、次の6つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策・事業の効果的な展開を図ります。

基本目標1. 地域における子どもや子育て家庭への支援

家庭での育児負担が増大する中、子どもや保護者、子育て家庭が孤立することなく、自立した生活が送れるよう地域ぐるみで支援を行います。

また、地域における子育てを推進するため、行政、関係団体・組織、地域住民が協働して子育てを支援するためのネットワークの構築を図ります。

基本目標2. 親と子の心と体の健康づくり

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から継続した心と体の健康づくりを推進します。

基本目標3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

幼児期においては、親の就労等に関わりなく等しく地域において教育・保育を享受できる環境整備を行います。

就学後においては、未来を拓く子どもたちが、自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を身につけることができる教育を推進します。

基本目標4. 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して暮らし、活動できるよう、ゆとりある住環境や子どもや親子が安心して遊び、交流できる場の整備に努めるとともに、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取り組みを推進します。



基本目標5. 仕事と子育ての両立支援

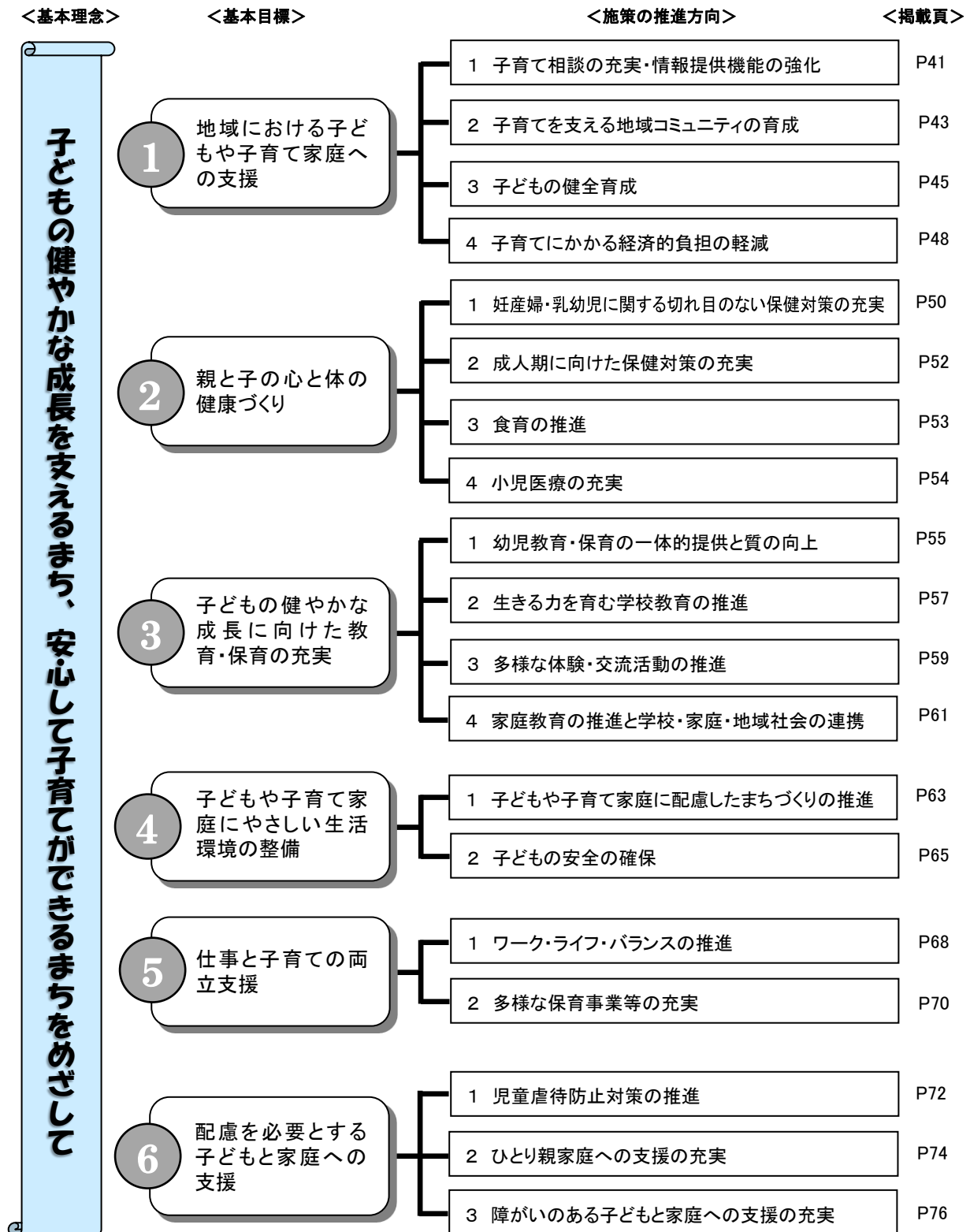
男女が共に家庭責任を果たしながら、仕事と家庭の両立が図れるよう、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、国や県と連携して働き方の見直しや労働環境の改善整備を図ります。

基本目標6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

障がいのある子どもや虐待等によりケアを必要とする子どもやひとり親家庭など、配慮を必要とする子どもや家庭に対して継続的な支援を行います。



4 計画の体系





第4章 分野別施策の推進

基本目標 1. 地域における子どもや子育て家庭への支援

1 子育て相談の充実・情報提供機能の強化

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭は従来のように親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けて、自然に子育て力を高めていくことが難しくなっています。特に、家庭で子育てをしている保護者は、不安感、負担感、孤立感などを抱えながら、日々の子育てを行っていることも多く、これが子どもへの虐待につながっていくことにもなりかねません。

アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに4割強が子育てに関して何らかの悩みを抱えており、悩んでいる内容では「子どもを叱りすぎているような気がする」と「イライラした時などに子どもにあたってしまうこと」が多くなっていますが、子育てに関する相談機関の利用経験は少ないことがわかりました。

育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談支援体制を拡充するとともに、仲間づくりを支援します。また、必要な情報をすべての子育て家庭に伝えることができるよう、情報提供機能の強化を図ります。

①子育てに関する相談支援体制の充実

子育てに関する様々な悩みに対応できるよう、関係機関の相談機能や交流活動の充実を図り、誰もが利用しやすい相談体制づくりを進めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
1-1-1-1	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター（高砂・北部）を子育て支援の拠点施設として市民に周知するとともに、相談・支援事業の充実を図ります。	子育て支援センター
1-1-1-2	家庭児童相談室の充実	子育て支援室に家庭児童相談室を設置し、子育て支援の窓口として、各関係機関と連携して子育て相談支援の充実を図ります。	子育て支援室
1-1-1-3	保育所等巡回相談の充実	心理士等専門職が保育所等を巡回し、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	健康増進課



1-1-1-4	少年相談の充実	児童・生徒の暴力、非行、いじめ、不登校などに関する相談に応じ、関係機関との連携を密にして対応するよう相談体制の充実に努めます。	青少年補導センター
---------	---------	---	-----------

②子育て親子の仲間づくりへの支援

就学前の乳幼児を抱える家庭を支援するため、子育てサークルが地域において活発に活動できるよう支援します。

	主な施策	今後の方向	担当課
1-1-2-1	子育てサークルの育成	保育所での体験保育事業「らんらん」、公民館等での「すこやかグループ」活動など子育てサークルの育成を図るため、情報提供、活動場所の確保や出前講座などの開催を実施します。また、サークル間の情報交換や連携を深めるための交流会の実施を支援します。	子育て支援センター
1-1-2-2	つどいの広場の活用	子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ親の子育ての不安や負担感を軽減するため、つどいの広場を開催します。また、子育て支援センターへ参加しにくい親子のため、地域の公民館等でレッツゴーつどいを実施します。	子育て支援センター

③子育て関連情報の提供体制の充実

子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、子育てに関する各種情報を分かりやすく紹介するよう取り組みます。

	主な施策	今後の方向	担当課
1-1-3-1	情報誌等による情報の継続的な提供	子育てに関する情報誌「すこやか」「あそぼ」「子育てサークル紹介」「子育て応援情報」等を継続して発行します。	子育て支援センター
1-1-3-2	子育て応援メール配信事業の推進	子育て支援センター等の子育てに関する情報を「子育て応援メール」として、希望する保護者の携帯電話に配信します。	子育て支援センター
1-1-3-3	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドや市ホームページ等で、子育て支援に関する様々な情報を提供します。	子育て支援室



2 子育てを支える地域コミュニティの育成

子どもは次代の地域コミュニティを担う大切な宝です。

都市化や地域の高齢化、社会情勢の変化により、地域の連帯意識に支えられた地域の子育て機能が低下してきています。家庭だけでなく、地域、学校、企業等がそれぞれの役割を認識し、子ども・子育て支援に地域全体で協働して取り組む必要があります。

アンケート調査結果によると、「地域において子どもや子育て家庭を支援する体制があると思う」と回答したのは少数です。

将来的にも活気ある地域づくりを進めていくために、子育て家庭に寄り添い、子どもの成長を支えあう地域活動の育成に取り組みます。この子育て支援を核にして、コミュニティ意識の高揚を図り、さらには高齢者や障がい者支援に関するネットワークとも連携しながら、市全体がお互いを支えあう大きなコミュニティを形成していきます。

①子育てを支える地域活動の育成

行政、地域住民、各種団体や企業が協働して地域ぐるみで不登校や非行、児童虐待等、子育て家庭を支援するネットワークの構築を図るとともに、地域における活動を支える人材育成に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
1-2-1-1	地域子育てネットワーク事業の推進	地域団体を中心に高砂市地域子育て支援ネットワーク事業を推進し、子育て支援活動の充実や支援者等の裾野の拡充を図ります。	生涯学習課
1-2-1-2	安全・安心のまちづくり活動の促進	P T Aや自治会等の地域組織等が自主的に行う「子どもの登下校の見守り」や「パトロール」などの安全・安心のまちづくり活動の促進を図ります。	青少年育成課 生涯学習課 危機管理室
1-2-1-3 【再掲】 (5-2-1-6)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	子育て支援室
1-2-1-4	地域における子育て支援を担う人材育成	子育て支援センターが中心となり、子育てサークルの育成、支援の充実を図り、地域の子育てサークル等と連携により、地域の子育て力の向上を図ります。	子育て支援センター



②子育て支援拠点を核とした子育て支援の充実

本市の子育て支援の総合的拠点である子育て支援センターや、認定こども園・幼稚園・保育所等を活用して、地域における子育て家庭への支援の充実を図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
1-2-2-1	地域子育て支援センターを核とした子育て支援の充実	子育て相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。 拠点となる子育て支援センターを核として、子育て家庭に関する支援の充実について、関係機関との連絡・調整をします。	子育て支援センター
1-2-2-2	認定こども園・幼稚園・保育所を活用した地域支援の展開	地域に開かれた子育て支援拠点として、認定こども園・幼稚園・保育所において、地域のすべての子育て家庭を対象とした子育て相談や仲間づくり・交流事業を実施します。	子育て支援室 学校教育課



3 子どもの健全育成

子どもたちが健やかに成長していくためには、地域において安全で安心して活動でき、様々な体験活動や交流活動ができる子どものための活動拠点（子どもの居場所）が必要です。

また、スマートフォン等の普及とともに、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっているほか、身近な場所において、性や暴力等に関する過激な内容のDVDやコンピュータ・ソフトなどが販売されており、子どもに対する悪影響が懸念されています。さらに、近年、非行や暴力行為が低年齢化し、いじめや軽犯罪等も増加しています。これらの有害環境対策や子どもの問題行動については、学校での対応にとどまらず、家庭、地域、学校及び関係機関が連携して問題に取り組んでいく必要があります。

安全・安心な放課後等の居場所の確保に努めるとともに、子どもへの悪影響を及ぼす有害環境の浄化や非行・犯罪防止対策を実施し、子どもたちが、心身ともに健やかに成長していける環境整備を推進します。

①子どもの居場所づくり

子どもたちが、様々な体験活動や地域住民との交流活動、仲間づくりを行える場と機会の充実に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
1-3-1-1	放課後子ども総合プランの推進	国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室・学童保育所の充実と、一体的及び連携による実施などの取り組みを推進します。	生涯学習課 教育総務課 子育て支援室
1-3-1-2	青少年仲間づくり事業の推進	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。また、高齢者とも交流する事業を始め、年齢を超えた仲間づくりを推進します。	青少年育成課
1-3-1-3	子ども会活動の活性化	子ども会が円滑に運営できるよう、活動への助成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。	青少年育成課



◇「放課後子ども総合プラン」に対応した取り組みの推進◇

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、教育委員会と福祉部局が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下、「学童保育所」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下、「放課後子ども教室」という。）の計画的な整備を進めます。

<取り組みの内容>

- 放課後の児童の居場所づくりとして、小学生の様々な学習や体験活動を行う放課後子ども教室を、全小学校区で引き続き開設します。
- 学校施設の有効活用を図り、学童保育所と放課後子ども教室の一体的及び連携による実施を行います。
- 行政関係（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、地域住民、事業実施事業者、学識経験者等からなる「たかさご放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、放課後児童対策の取り組みを円滑に進めるための体制を構築します。
- 運営委員会にて、放課後子ども教室と学童保育所の一体的及び連携による実施に関する方策について検討します。
- 学童保育所は、その利用ニーズに対応しつつ、適切な遊びと生活の場となるよう、施設の改善や整備、職員の研修等の充実を図ります。また、開所時間の延長を検討し、実施します。

<目標事業量>

	実績 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
放課後子ども教室の実施か所数	10 校及び 18 か所	10 校及び 20 か所
学童保育所（放課後児童クラブ）の実施か所数	10 校区 13 か所	10 校区 13 か所
学童保育所と放課後子ども教室の一体的な実施か所数	9 小学校区	9 小学校区
学童保育所と放課後子ども教室の連携による実施か所数	1 小学校区	1 小学校区



②有害環境対策の充実

子どもたちをインターネット上の有害情報やいじめから守るため、子どもが利用する携帯電話等のフィルタリング利用の普及啓発に努めます。また、メディアへの過度の依存に対して、地域、学校、家庭において情報モラル教育を推進します。

	主な施策	今後の方向	担当課
1-3-2-1	インターネット上の有害情報対策の推進	子どもたちがインターネット被害に遭わないようサイバーパトロールの実施に努めます。また、子どもが利用する携帯電話等のフィルタリング利用について、普及啓発に努めます。	青少年補導センター
1-3-2-2	情報モラル教育の推進	SNSやインターネット等に係るトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施します。	学校教育課

③地域における非行防止活動の推進

子どもの問題行動を早期に発見して的確に対応するため、地域において、学校、PTA、青少年補導委員協議会など関係機関が連携して、非行防止活動に取り組みます。

	施策・事業名	今後の方向	担当課
1-3-3-1	非行防止啓発活動の推進	広報車による呼びかけやパトロール、広報「みちびき」の発行、広域街頭補導時に啓発資料の配布を行うなどにより、非行防止のための啓発に努めます。	青少年補導センター
1-3-3-2	青少年補導委員協議会活動の促進	各地区において、補導委員が非行防止のため、定期的に巡回を実施するなど、補導活動の充実に努めます。また、補導委員の資質の向上を図るため、計画的に研修会を実施します。	青少年補導センター



4 子育てにかかる経済的負担の軽減

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題となっています。

国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成23年）によると、理想の子ども数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が圧倒的に多く、経済的負担が少子化の大きな原因の一つであることが明らかとなっています。特に、20歳代から30歳代の若い世代では、所得が少ない家庭が多く、負担感が大きくなっています。このままでは、少子化はさらに進み、社会活力の低下につながり、地域経済の混迷等が続くことで、さらに少子化の進行に拍車がかかります。

そこで、親になる世代が経済的理由によって子どもを持つことをあきらめないよう、また、経済的な理由により子どもが不利益を被らないよう、子育てや教育にかかる経済的負担を軽減し、安心して子育てが行えるよう、国や県の施策とも連携しながら支援を行います。

①各種制度の普及

子育て費用は増加しており、子育て家庭の家計の大きな負担となってきました。必要な支援措置を講じて、子育て費用の軽減や制度の啓発に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
1-4-1-1	児童手当の給付	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給します。	子育て支援室
1-4-1-2	子どもに関する医療費の助成	中学3年生までの児童の医療費を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。（一部所得制限あり）	国保医療課
1-4-1-3	養育医療費の助成	入院による養育が必要な未熟児を対象として、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費の給付を行います。	健康増進課
1-4-1-4	就学前教育・保育施設利用者負担の軽減	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	子育て支援室 学務課
1-4-1-5	学童保育所保育料の軽減	保護者の経済的負担を配慮し、保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	子育て支援室
1-4-1-6	小・中学校就学援助制度	経済的理由により就学困難な市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学費用の一部を援助します。	学務課



1-4-1-7	高等学校奨学金の給付	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給し、教育の機会均等を図ります。	学務課
---------	------------	---	-----

②ひとり親家庭への経済的負担の軽減については、P74～75に記載。

③障がい児をもつ家庭への経済的負担の軽減については、P76～77に記載。



基本目標2. 親と子の心と体の健康づくり

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

晩婚化、子育てと仕事の両立の増加等、子どもを生み育てる環境が変化しており、出産や子どもの成長に不安をもつ人が増加しています。

アンケート調査結果によると、就学前児童保護者の6割が「妊娠中・出産後に母親が精神的に不安定になったことがあった」と回答しており、妊娠中や出産後に特に必要な支援として「きょうだいをみてること」「子育て中の人との交流」「赤ちゃん育児サポート」「買い物・食事のしたくなどの家事全般」が多くなっています。

また、初産年齢の高齢化に伴い、妊娠・出産にリスクを伴う妊産婦の増加や、不妊治療等による低体重児や発達に支援を要する乳幼児が増えており、新たな母子保健上の問題も生じています。

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から乳幼児期を通じた切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る施策の充実を図ります。

①安心して妊娠・出産ができる体制の整備

安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産の不安の解消と、妊婦や出産後の健康管理の充実を図ります。さらに、産後の心身共に不安定な時期に、家族からの援助が受けられない等で、支援を必要としている母子を対象とした、産後の支援の仕組みづくりを検討します。

	主な施策	今後の方向	担当課
2-1-1-1	妊婦健康診査費助成事業の推進	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより妊婦の健康増進を図るため、妊娠全期間を対象に規定の回数、妊婦健康診査費の一部を助成します。	健康増進課
2-1-1-2	妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	医療と保健が連携した「養育支援ネット」の体制を充実します。また不妊相談については県の不妊専門総合相談や特定不妊治療費助成事業を案内します。	健康増進課
2-1-1-3	産前産後家庭支援ヘルパーの派遣	母親が出産前後で体調不良のため、育児や家事が困難な家庭に家事支援ヘルパーを派遣します。	子育て支援室



②乳幼児の健康保持と育児不安の解消

育児の不安や子どもの病気の予防と早期発見を図るため、乳幼児の健康診査や保健指導等、保護者の交流・仲間づくりを推進します。さらに、発達に不安のある乳幼児については、関係機関と連携し、相談や育児支援を充実します。

	主な施策	今後の方向	担当課
2-1-2-1	乳児家庭全戸訪問事業の充実	母子保健推進員などが、生後4か月未満の赤ちゃんのいる家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳と「プロフィールファイルたかさご」を提供します。	健康増進課
2-1-2-2	ひだまりサロンの充実	1歳未満の乳児と保護者を対象に、親の不安や心配を解消するため、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士等による相談支援、ミニ健康教室、保護者の交流・仲間づくりを行います。	健康増進課
2-1-2-3	乳児保健相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施	定期的を実施している健康診査への受診を促進するとともに、あわせて育児相談を行う等、子どもの心身の健やかな成長を支援します。	健康増進課
2-1-2-4	乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）の充実	乳幼児の親の不安や心配を解消するため、相談体制を充実します。	健康増進課
2-1-2-5	5歳児相談の実施	年度中に5歳を迎える子どもの保護者を対象に相談支援を行い、安心して就学を迎えることができるよう支援します。また、必要に応じて専門相談機関を紹介します。	健康増進課



2 成人期に向けた保健対策の充実

思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べて精神的・社会的に未熟で、様々な問題が生じる時期です。近年、思春期における性の問題や、喫煙・飲酒さらには薬物乱用等の問題が増加してきています。あわせて、心身症や不登校、ひきこもり、10代の自殺や不健康やせなど思春期特有のこころの問題も深刻化してきています。これらの問題は、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響にもなります。

アンケート調査結果によると、小学生の保護者は、思春期を経て大人になっていく過程において必要な取り組みとして、「生命の尊さについての学習」「性についての正しい情報の提供」「飲酒、喫煙、薬物の害についての学習」を挙げる人が多くなっています。

これらの問題に対応するために、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や、こころの健康相談等の充実に努めます。

①保健・健康に関する啓発・学習の推進

母性、父性について正しく理解し、自他を大切にすることを育むため、性に関する正しい知識や、喫煙や薬物等の有害性についての基礎知識の普及を図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
2-2-1-1	児童・生徒に対する保健・健康教育の推進	中学生を対象に、保健体育の時間等を活用した性教育や薬物乱用防止教育等を計画的に行います。	学校教育課
2-2-1-2	未成年の喫煙・飲酒防止のための啓発	未成年の喫煙防止、飲酒防止に向けた啓発を行います。	健康増進課

②こころの問題に関する相談支援の充実

思春期の子どものこころの問題に対して、問題解決に取り組むための相談体制の整備を図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
2-2-2-1	スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者等からの相談にあたります。	学校教育課
2-2-2-2	教育相談の充実	保護者、スクールカウンセラー、県が配置するスクールソーシャルワーカーや専門の相談機関との連携を図り、子どもの様々な悩みに対して相談支援体制を充実します。	学校教育課



3 食育の推進

近年、欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れ、子どもの健康問題が発生しています。乳幼児期の食事の摂り方や食習慣は、将来の健康や人間性に大きい影響を及ぼします。

アンケート調査結果によると、小学生の保護者では、子どもの食生活で不安に思っていることとして「栄養バランス」が最も多くなっています。また、育児サークルのヒアリングでは、保護者が「食育」への関心が高いことがわかりました。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、保健分野や教育分野と連携しながら、地域全体で、「食育」の推進に取り組みます。

①「食育」に関する啓発・学習の推進

離乳食や幼児食に関する講習会や、食育キャラバン等により、食生活に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

また、認定こども園・幼稚園・保育所・学校において、食に関する知識と関心を醸成し、豊かな食生活を送ることができる能力を培う取り組みを推進します。

	主な施策	今後の方向	担当課
2-3-1-1	食生活に関する知識の普及・啓発	離乳食の実習（もぐもぐの会）や親子での調理実習（とんとんコトコトの会）など、体験実習や育児相談の場を設け、「食」への関心を高め、食育について考える機会を提供します。	健康増進課
2-3-1-2	学校・園における「食」に関する学習や体験の推進	認定こども園・幼稚園・保育所・学校において、発達段階に応じた、調理実習や食に関する学習、情報提供を推進します。	子育て支援室 学校教育課
2-3-1-3	給食における食育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所・学校給食に、地産地消、伝統料理・行事食を取り入れ、給食を通して「食育」の啓発を図ります。	子育て支援室 学務課
2-3-1-4	保護者への食育の啓発	保護者への資料配付により、子どもや各家庭へ「食育」の重要性について啓発を図ります。	子育て支援室 学校教育課
2-3-1-5	食物アレルギーへの対応	食物アレルギーを有する子どもが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう「高砂市食物アレルギー対応マニュアル」に基づく支援体制を充実します。	学務課



4 小児医療の充実

子どもを安心して生み育てるためには、医療体制の整備は不可欠です。救急医療に従事する小児科医の確保が困難な状況の中で、本市は、東播磨2市2町において、一次救急、二次救急の体制を確保しています。また、周産期は、母子ともに異常が生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、近隣市の2病院が周産期医療協力病院として位置づけられています。

アンケート調査結果によると、子育て支援に関する要望として、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに約5割が、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」を挙げており、小児医療体制へのニーズが高くなっています。

子どもが急病になっても、必要なときに適切な診療が受けられるよう、小児医療体制の整備に努めるとともに、事故防止や軽症急病への対応について啓発を推進します。

①地域医療の充実

小児保健医療に関する環境整備と、医科・歯科のかかりつけ医をもつよう啓発します。

	主な施策	今後の方向	担当課
2-4-1-1	小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	新生児死亡・乳児死亡・不慮の事故死亡が起こらないよう事故防止の健康教育を実施します。また、「子どもの急病対応ガイドブック」を配布し、軽症患者の安易な時間外受診の抑制を図ります。	健康増進課
2-4-1-2	かかりつけ医の体制整備	日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる「かかりつけ医師」「歯科医師」をもつよう啓発します。	健康増進課

②救急医療体制の整備

兵庫県保健医療計画に基づき、東播磨圏域において、小児救急医療の充実を図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
2-4-2-1	一次救急医療の充実	医師会等の協力を得て、夜間急病センター、休日・祝日等の救急医療体制を整備・充実します。	健康増進課
2-4-2-2	二次救急医療の充実	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う、二次救急体制、施策を充実します。	健康増進課



基本目標3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

1 幼児教育・保育の一体的提供と質の向上

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

子ども・子育て支援新制度において、国は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、積極的に認定こども園、特に幼保連携型認定こども園の普及に取り組むことが望ましいとしています。本市では、平成21年度から、市立幼稚園と保育所の一体化に取り組んでおり、平成26年度現在、幼保一体化施設が4か所あるほか、私立認定こども園が2か所あります。

今後は、質の高い幼児教育・保育が適切に提供できるよう、計画的に認定こども園への移行を図ります。

また、幼児期にふさわしい様々な遊びや活動が体験できる環境は、子どもの安定した情緒を育み、それは、困難に出会った時、自分の力で解決できる人格の土台が育つことに繋がります。そのためには、子どもの心にゆっくりと向き合うことが大切です。手間ひまかけて創る生活と手間ひまかけて創る遊びによって、時間をかけて心が育つということを念頭におき、教育・保育従事者の資質向上に努めます。

①認定こども園への移行促進

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」の普及を促進します。

	主な施策	今後の方向	担当課
3-1-1-1	市立幼稚園・保育所の認定こども園への移行	幼保一体化施設をはじめ、市立幼稚園・保育所について、幼保連携型認定こども園への移行を推進します。	子育て支援室 学校教育課
3-1-1-2	私立保育所の認定こども園への移行促進	私立保育所に対して、助成制度を活用し、保育所型認定こども園や幼保連携型認定こども園への移行を促進します。	子育て支援室



②幼児教育・保育の質の向上

豊かな人間性の基礎を培えるよう、幼児期にふさわしい様々な遊びや活動が体験できる教育・保育内容の充実を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育所が、地域の幼児教育の核として機能するよう、家庭・地域との連携を図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
3-1-2-1	保育士の確保	兵庫県保育士・保育所支援センターや県の保育士人材確保研修等事業、ハローワークの潜在保育士マッチング事業等を通じ、保育士資格を持つ人材の確保に努めます。	子育て支援室
3-1-2-2	幼児教育・保育従事者の資質の向上	年間の研修計画を作成し、資質の向上につながるような各種研修を実施し、人材の育成に努めます。 また、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修、人事交流などを推進します。	子育て支援室 学校教育課
3-1-2-3	地域とともにある幼児教育・保育施設の推進	地域の人々や団体等と連携を図り、工夫をしながら、地域に開かれた特色ある幼児教育・保育施設づくりを推進します。	子育て支援室 学校教育課
3-1-2-4	幼児教育・保育施設の改善・整備	老朽化した幼稚園・保育所の改築、地域に開かれた施設として多様なニーズに対応できるよう幼児教育・保育施設を整備します。	子育て支援室 教育総務課



2 生きる力を育む学校教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を含めた「確かな学力」、自らを律しつつ他人とも協調し、他人を思いやる心・感動する心などの「豊かな心」、健康でたくましく生きていくために必要な「健やかな体」の3つの能力をバランスよく育み、社会の一員として生きる基盤となる「生きる力」を身につける必要があります。

また、アンケート調査結果によると、小学生の保護者では、日頃悩んでいることとして「勉強や進学のこと」が最も多くなっています。保護者の悩みの軽減を図るため、学校と家庭の連携を密にするとともに、様々な情報提供・相談支援が必要です。

子どもたちが、これからの社会の担い手として「生きる力」を身につけるため、学校教育の内容や方法の改善・充実を図るとともに、家庭や地域と連携した取り組みを推進します。

① 認幼保小中の連携、小中一貫教育・連携教育の推進

認定こども園、幼稚園、保育所と小中学校の連携を取りながら教育・保育の充実を図るとともに、小中一貫教育・連携教育を推進して教育活動の充実に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
3-2-1-1	幼児教育・保育と小中学校の連携	認定こども園、幼稚園、保育所と小中学校との円滑な接続のため、積極的な連携を図ります。	学校教育課 子育て支援室
3-2-1-2	小中一貫教育・連携教育の推進	高砂小・中学校において実施している小中一貫教育を充実させるとともに、その成果を踏まえて、小中連携教育を推進します。	学校教育課

② 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育の推進

高砂市学校教育の基本方針に基づき、指導方法の工夫や改善を行いながら、「確かな学力」の育成に努めます。また、命や人権を大切にする心を育む道德教育や、発達段階に応じた体験学習活動を推進し、「豊かな心」「健やかな体」の育成を図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
3-2-2-1	確かな学力の育成	指導方法の工夫や改善を行いながら、すべての子ども一人ひとりに「わかる・できる喜びと学ぶ楽しさ」を実感させる学習指導を行うとともに、主体的に取り組む態度を育み、「確かな学力」を育成します。	学校教育課



3-2-2-2	道徳教育の推進	生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けられるよう、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の充実を図ります。	学校教育課
3-2-2-3	体験活動の推進	環境体験学習、自然学校、野外活動、社会奉仕体験、福祉体験、トライやる・ウィーク等、子どもの発達段階に応じた体験活動を取り入れ、様々な体験を通して、豊かな感性や創造性、社会性などを育成します。	学校教育課
3-2-2-4	暴力行為等への対応の充実	暴力行為、万引き等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応のため、生徒指導・教育相談を充実します。	学校教育課 青少年補導センター
3-2-2-5	いじめへの対応の充実	「いじめ相談シート」や「生活アンケート」を活用して早期発見・早期対応に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」に従って、インターネットやソーシャルメディアにおけるトラブルも含め、いじめ対策を推進します。	学校教育課
3-2-2-6	不登校対策の充実	スクールカウンセラー、適応指導教室、関係機関が連携して、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努め、不登校ゼロをめざすとともに、登校を支援します。	学校教育課
3-2-2-7	体力の向上の取り組みの推進	運動・スポーツ活動の楽しさや喜びを実際に体験することにより、子どもたちが積極的に運動に親しむ意欲を養い、体力・運動能力の向上を図ります。	学校教育課
3-2-2-8	乳幼児とのふれあい体験の推進	トライやる・ウィークや総合的な学習の時間等の体験を生かし、中学生が乳幼児との触れ合う時間を充実させ、次代の親の育成を図ります。	学校教育課

③地域とともにある学校づくりの推進

保護者や地域の人々との信頼関係を築き、保護者や地域住民の参画を得た学校運営を推進します。

	主な施策	今後の方向	担当課
3-2-3-1	学校評価システムの導入	学校評議員制度を活用し、教育活動の実施状況やその成果を情報提供し、意見等を取り入れて、教育活動の改善を図ります。	学校教育課
3-2-3-2	家庭、地域と連携した特色ある教育活動の推進	「総合的な学習の時間」や学校行事等に保護者や地域の人を指導ボランティアとして招くなど、特色ある教育活動を推進します。	学校教育課



3 多様な体験・交流活動の推進

子どもたちが、習い事や自宅でゲームなどをして過ごす時間が多くなるとともに、異年齢の子どもや他世代とふれあう機会が減少し、自立性や社会性が育ちにくくなっています。また、少子化や地域連帯の希薄化により、地域の人たちの豊富な体験・知識を、子どもたちに継承していく機会も少なくなっています。

地域の特色や多様性を生かし、学校や授業では体験できない体験学習等を実施し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を養う取り組みに努めます。

①体験・交流活動の機会や場の充実

地域での体験活動、ボランティア活動、交流活動等、様々な活動に子どもが参加できる機会を提供するとともに、各種施設を有効に活用します。

	主な施策	今後の方向	担当課
3-3-1-1	みのり会館事業の推進	人権が大切にされる地域づくりと子どもの健全育成を図るため、児童・生徒の書道講座を通じての交流事業、自主学習のため図書室の開放を実施します。	みのり会館
3-3-1-2	スポーツ・レクリエーション活動の推進	地域や各種団体等と連携・協働し、多くの子どもが運動、遊びを楽しむことのできる機会の充実に努めます。	文化・スポーツ課
3-3-1-3	平和教育事業の推進	広く市民・児童を対象とした平和教育事業を推進します。	総務課
3-3-1-4	姉妹都市との交流事業の推進	ラトローブ市との交流事業を実施し、友好親善を深めるとともに、青少年の国際理解を深め、国際交流協力に貢献できる人材の育成を図ります。	文化・スポーツ課 (国際交流協会)
3-3-1-5	工場見学・ものづくり体験情報の提供	子どもの「ものづくり」に対する意識向上と理解を深めるため、歴史や文化を学びながら、ものづくり体験、見学ができる工場の工場見学情報を提供します。	産業振興課
3-3-1-6	料理教室の実施	漁村ならではの家庭料理や郷土料理などを知ってもらうため、市内で水揚げされた魚・海産物を使用した料理教室の場を提供します。	産業振興課
3-3-1-7	エコ教室事業の推進	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会を充実します。	環境政策課



第4章 分野別施策の推進

3-3-1-8	生ごみの資源化等のごみ減量化教室の開催	小学校においてダンボールコンポストで給食調理残渣の堆肥化を行い、ごみの減量化や再資源化についての知識の習得を図ります。	計画管理課
3-3-1-9	インターンシップの受け入れ	次代を担う子どもたちの勤労観・職業観を形成するため、高校生を対象としたインターンシップの受け入れ態勢を整え、「勤労体験」「職業体験」活動の場を提供します。	人事課 関係課
3-3-1-10	高齢者との交流事業の推進	地域や施設等の高齢者と子どもたちが交流を図る事業を推進します。	学校教育課 関係課
3-3-1-11	歴史体験の充実	学校と連携して民具や考古資料に実際にふれることのできる体験学習や親子で古代の道具作りを通して、歴史体験ができる機会を提供します。	生涯学習課
3-3-1-12	高砂の歴史や伝統文化を学び、体験する機会の充実	謡曲「高砂」をはじめ、ふるさとの歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供します。	文化・スポーツ課
3-3-1-13	自然観察会の実施	市ノ池公園、鹿島・扇平自然公園において、子どもが自然とふれあえる観察会等を実施します。	建設課
3-3-1-14	世代間交流事業の推進	青少年健全育成連絡協議会が主体となり、色々な世代の人と交流できるように、各小学校区ごとに夏祭りやとんど等のイベントを実施します。	青少年育成課



4 家庭教育の推進と学校・家庭・地域社会の連携

家庭は、「安らぎの場」であると同時に、子どもが将来自立して社会で生きていくための「学びの場」でもあり、保護者自身も、子育てを通じて、「成長していく場」でもあります。

ところが、近年、都市化や核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、教育に対する自信を失い不安を抱く保護者や、社会の基本的ルールを守れず、また、良好な人間関係を築くことができない子どもが増加するなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、いじめや校内暴力、不登校、高校中退等、様々な問題が顕在化していますが、これらの問題は、学校だけで対処できるものではなく、学校と家庭及び地域社会の連携・協力が不可欠となっています。

子どもたちが自分らしく、健やかに成長していくために、家庭教育の重要性を認識し、地域や学校とのつながりの中で、家庭の教育力の向上に努めます。また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力して、子どもの心に寄り添い、子どもに関する諸問題に対応していきます。

①家庭における教育力の向上

保護者の教育力を高めるため、子育てに関する知識や技術が学べる機会を提供します。

	主な施策	今後の方向	担当課
3-4-1-1	子育て学習活動の推進	子育てに関わる諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図ります。	子育て支援センター
3-4-1-2	図書館事業の推進	高砂市子ども読書活動推進計画を策定し、読み聞かせを楽しむための環境整備を推進するとともに、おはなし会やブックスタートなど、親子で本を楽しむ機会の充実に努めます。	図書館
3-4-1-3	児童福祉週間事業の推進	児童福祉週間にあわせ、子どもや子育てに関する広報活動や行事の開催を行い、子育て意識の高揚、子どもの人権尊重を促進します。	子育て支援室



②学校・家庭・地域の連携

地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもの健全育成に取り組めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
3-4-2-1	学校施設の活用	地域住民や子どもたちの交流促進の場を提供します。	教育総務課
3-4-2-2	学校・家庭・地域の連携・協力による健全育成の取り組みの推進	情報モラル教育、食育、不登校対策、非行・いじめ防止、児童虐待防止等について、より一層、連携・協力して対応していく体制を確立します。	学校教育課 生涯学習課 子育て支援室



基本目標4. 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

1 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

安心して出産し、子育てをするためには、妊婦や子ども連れであっても、安全で安心して外出できる生活環境の整備が必要です。道路や駅舎、公共施設のバリアフリー化などハード面の整備だけでなく、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等の理解の促進など、心のバリアフリーの取り組みが求められており、ハード・ソフトの両面から、一体的なバリアフリー化を進めていく必要があります。

また、都市化に伴い、子どもの成長にとって大切な遊びや自然体験の機会が減少しています。アンケート調査結果によると、行政への要望として、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに7割以上が「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」と回答しています。

妊婦や子ども連れでも気軽に外出できる安全で快適な生活環境の整備や、子どもが自然とふれあえる遊び場の充実に努めるなど、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを推進します。

①安心して外出できる環境整備

妊婦や子ども連れが、安心して外出し、安全に行動できる環境の整備を行います。

	主な施策	今後の方向	担当課
4-1-1-1	道路や交通施設のバリアフリーの推進	歩道と通路の段差の解消、公園の段差解消等の整備に努めます。	建設課 都市政策課
4-1-1-2	マタニティマークの普及啓発	妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、マタニティマークキーホルダーを配布します。	健康増進課



②子どもの遊び場等の確保

地域において、子どもたちの遊び場の確保に努めます。また、公園整備については、「緑の基本計画」に基づき、計画的に整備していきます。

	主な施策	今後の方向	担当課
4-1-2-1	公園・緑地の整備	市民の身近なレクリエーションの場として、整備を進めるとともに、災害発生時には避難場所として利用できる防災拠点として、施設や設備の充実を進めます。また、経年劣化した公園施設の計画的な修繕を行うなど、安全性や防災性の向上を図ります。	建設課 都市政策課
4-1-2-2	自然とふれあえる環境の整備	市ノ池公園、鹿島・扇平自然公園等、子どもが自然とふれあえる環境を整備します。	産業振興課
4-1-2-3	遊び場の充実	身近な公園は、子どもから高齢者まで気軽に休める憩いの場として整備し、居住環境の向上を図ります。	建設課 都市政策課



2 子どもの安全の確保

本市における不審者等の通報件数は、平成23年度46件、平成24年度48件、平成25年度76件と急増しており、被害者は小学生が最も多くなっています。また、路上強盗やひったくりなどの街頭犯罪も発生しています。

子どもが自分の携帯電話を持ち、インターネット利用が広がったことで、有害サイトにアクセスしてしまい、高額な使用料金を請求されるケースや、オンラインゲームの決済トラブル等、子どもが契約の当事者となるトラブルも増加傾向にあります。

アンケート調査結果では、行政への要望として、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに約5割が「防犯対策の充実」と回答しています。子どもたちを、学校や地域における犯罪から守る対策が重要です。

また、子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、その行動範囲も拡大することから、子どもが交通事故に遭う危険性も増大します。さらに、子どもが家庭内や屋外で事故にあうケースも増えていますが、これは、設備等の外的要因だけでなく、保護者等の子どもの世話をする人の不注意が要因になることもあり、子どもの安全を守るために啓発に努める必要があります。

また、大地震や各地で発生している集中豪雨などの大規模災害への備えも必要です。

子どもが犯罪や事故、災害から自分の身を自分で守ることができるよう、学習を進めるとともに、学校、地域、家庭が連携・協力しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策を推進します。

①防犯・防災対策の充実

子どもを犯罪や災害等の被害から守る活動を、地域や関係機関等と連携しながら推進します。

	主な施策	今後の方向	担当課
4-2-1-1	学校・園における安全対策の推進	不審者対策や安全教育について訓練も含め年間計画に位置づけ、計画的に実施します。また、緊急通報システムを活用し、防犯体制の充実を図ります。	子育て支援室 教育総務課 学校教育課
4-2-1-2	見守り活動の推進	P T Aや地域の団体が自主的に実施する「登下校の見守り」等の活動を支援するとともに、市民の防犯意識の向上、参加者の増加を図ります。	青少年育成課 生涯学習課 危機管理室
4-2-1-3	防犯・防災出前講座の実施	学校・園に出向いて、子どもたちや教職員の防犯・防災意識の向上を図るための講座を実施します。	危機管理室



4-2-1-4	不審者情報の提供	不審者情報を、学校・園にFAXで配信します。また、「見守りネット」登録者には携帯メールで情報を配信します。 「兵庫県防犯ネット」を通じて、登録者にメールで情報を配信します。今後は、登録者の拡大に努めます。	青少年補導センター 危機管理室
4-2-1-5	子ども見守り放送の実施	小学校1年生の下校時及び高学年の帰宅時に合わせて、防災無線を通じて音楽を流し、地域住民に下校の見守りを促します。	青少年補導センター
4-2-1-6	パトロールの実施	子ども達の安全を図るため、公用車により、通学路及び認定こども園・幼稚園・保育所・学校周辺のパトロールを実施します。	青少年補導センター
4-2-1-7	防犯灯の設置	要望等により、暗い通りや見通しのきかないところへの防犯灯の設置を行います。	建設課
4-2-1-8	防犯カメラの設置補助	地域団体が行う防犯カメラの設置を促進し、地域の見守り力の向上を図ります。	危機管理室
4-2-1-9	総合防災訓練	地震による大規模災害に対応するため、各防災関係機関、消防団、自治会など地域住民と合同で防災訓練を行います。	危機管理室

②交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るため、行政、警察、保育所、学校、関係民間団体等との連携及び協力体制を強化し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

	主な施策	今後の方向	担当課
4-2-2-1	交通安全教室の開催	学校・園と連携して交通安全教室を開催し、子ども及び保護者の交通安全意識の向上に努めます。	管理課
4-2-2-2	交通安全の普及・啓発事業の推進	チャイルドシートの着用の効果の啓発等に努め、チャイルドシートの着用及び自転車乗車時のヘルメット着用の促進を図ります。 また、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の出口付近の足元に「とまれシール」を貼るなど安全の確認を習慣づけます。	管理課
4-2-2-3	通行の安全確保	歩道やカーブミラーを設置し、通行の安全確保に努めます。	建設課
4-2-2-4	通学路の安全確保	学校・関係機関と連携し、通学路の合同点検を実施し、必要な対策について協議します。	学務課 管理課 建設課



③子どもの事故防止に関する啓発

子どもの屋内外の事故防止に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
4-2-3-1	子どもの事故防止に関する普及・啓発	家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法などの普及・啓発に努めます。	健康増進課
4-2-3-2	警告立看板の設置推進	ため池などの危険箇所を点検・調査し、危険箇所には警告立看板を設置します。	青少年補導センター



基本目標5. 仕事と子育ての両立支援

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

働く女性が増加し、仕事と育児の両立の困難さが少子化の原因の一つと指摘されています。また、子どもを持って働き続ける女性が多くなっているにもかかわらず、家庭責任を負っているのはほとんどが女性であり、残業、子どもの病気など緊急時の対応が働く女性にとって大きな課題となっています。

男性が一人の生活者として自主的に、地域・家庭生活に参画し、パートナーとしての責任を分かち合うため、これまでの職場中心の意識、ライフスタイルを転換するような取り組みを進める必要があります。また、男女が協力して家庭を築き、子どもを育てるには、育児・介護休業法等の制度の普及・定着だけでなく、時間外労働の削減や有給休暇等の取得しやすい職場環境づくり、出産・育児による離職者の再就職等への支援など、子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備が必要です。

従来の「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児への参加を促進するとともに、これから子どもを持つ若い世代に対して子育て意識の醸成を図り、子育てを推進します。また、仕事と子育ての両立ができるよう、事業者に対して職場環境の改善・整備を啓発します。

①男性の子育てへの参加促進

家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術が身につけられる機会を提供し、男性の子育てへの参加を促進します。

	主な施策	今後の方向	担当課
5-1-1-1	男女平等意識の啓発	人権教育の一環として、男女平等に関する学習を推進します。	学校教育課
5-1-1-2	男性の家事・育児への参加の促進	男性の意識改革を図るための講座を実施します。	男女共同参画センター 子育て支援センター
5-1-1-3	子育て体験集の発行	市民から子育ての楽しさを伝える体験談を募集し、体験集として発行します。	子育て支援室



②再就職への支援の充実

再雇用制度の普及・定着を促進するとともに、能力開発機会や職業情報の提供を図り、再就職や就労機会の拡大に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
5-1-2-1	職業能力開発と技術・資格取得のための情報提供	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得等について、パンフレットの配置、資格関連図書の貸し出しを行います。	男女共同参画センター
5-1-2-2	女性の再就職支援事業の推進(たかさご女性チャレンジひろば)	ハローワークの求人情報を提供するとともに再就職にチャレンジする女性への支援を行います。	男女共同参画センター

③子育てしやすい雇用環境の整備

仕事と子育ての両立を支援するため、各種制度等の情報提供や、事業者に対して、安心して子育てしながら働くことのできる職場環境の整備について啓発を行います。

	主な施策	今後の方向	担当課
5-1-3-1	ホームページを活用した情報提供	市ホームページ内のおしごとステーションサイトに「マザーズ情報」を継続掲載します。	産業振興課
5-1-3-2	働く場での母性保護や健康に関する相談の充実	母性保護の観点や健康に関する相談を随時受け付けます。	健康増進課
5-1-3-3	職場環境の改善に向けた事業者への啓発	労働時間の短縮や、パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、チラシの配布、広報誌の活用などを通じて啓発を行います。また、仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化について、パンフレット等を用いて普及・啓発を行います。	産業振興課



2 多様な保育事業等の充実

アンケート調査結果によると、就学前児童の母親が働いている家庭（産休中・育休中・介護休業中を含む）は半数を超えており、今後、ますます増加が見込まれ、これに伴い保育所や認定こども園の利用ニーズも高まると予測されています。また、仕事と子育てを両立していくために有効な支援として「延長保育や一時預かり、学童保育所などの保育サービス」が最も多くなっており、保護者の就労形態の変化に伴い、多様な保育サービスの充実が求められています。

また、小学生については、母親が働いている家庭（産休中・育休中・介護休業中を含む）は約7割を占めており、保護者が昼間家庭にいない割合が増えています。家庭に代わる安心安全に過ごせる生活の場や遊びの場の確保が必要です。

親の就労形態や勤務時間の多様化、生活スタイルの変化等に応えるため、多様な保育ニーズに対応した保育施設の整備を図るとともに、保育サービスの拡充を推進し、併せて保育サービスの質の向上をめざします。また、昼間保護者のいない小学生の健全育成を図るために、放課後児童対策の充実を図ります。

①多様な保育ニーズへの対応

親の様々なライフスタイルに対応できるよう、乳児保育、延長保育、一時預かり等の多様な保育サービスの充実に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
5-2-1-1	乳児保育事業の充実	保育の必要なすべての乳児を受け入れられるよう、供給体制の充実を図ります。	子育て支援室
5-2-1-2	時間外保育事業（延長保育事業）の充実	通常保育の利用者に対し、親の多様な勤務時間に対応できるよう、通常の保育時間を超えて保育を行います。	子育て支援室
5-2-1-3	一時預かり事業の充実	保護者の急な外出や病気等により、緊急・一時的に保育が必要になった場合に、保育所や子育て支援センターにおいて実施する一時預かり事業や幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の充実を図ります。	子育て支援室 学校教育課
5-2-1-4	子育て短期支援事業の充実	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	子育て支援室



5-2-1-5	病児保育事業の充実	保育園児や小学生が病気時や病後の観察期にあり、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関に併設された施設等で一時的に預かります。	子育て支援室
5-2-1-6 【再掲】 (1-2-1-3)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	子育て支援室

②放課後児童対策の充実

希望するすべての子どもが学童保育所を利用できるよう、学童保育所の拡充を図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
5-2-2-1	学童保育所の充実	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、施設環境の整備に努めるとともに、開所時間を延長します。	子育て支援室



基本目標6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

1 児童虐待防止対策の推進

近年、母親の多くは妊娠、出産、育児のあらゆる場面において様々な不安を抱え、悩んでいるといわれます。また、親自身の精神的な問題や生活上のストレスや、子育ての困難さ等の様々な要因が絡みあって、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな社会問題となっており、本市においても、児童虐待に関する相談件数が増えています。

児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。虐待を受けている期間が長期にわたるほど、子どもの心身への影響は大きく、また、重症化する危険性が高くなります。保護者の窮状や家庭の小さな変化等に早期に気づき、早い段階で対応することができるよう、児童委員・主任児童委員や認定こども園・幼稚園・保育所、小・中学校等の地域の関係機関等が連携して、子育て家庭への声かけや地域活動等への参加など社会とのつながりを作っていくための積極的な働きかけを行っていくことが重要です。

児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため児童虐待に早期かつ適切に対応できる地域の連携体制づくりや、防止につながる相談体制の整備、さらには被害児童に対する支援の強化を図ります。

①子どもの人権尊重に関する普及・啓発

子どもが社会の一員としての権利が尊重され、また子どもが主体的に参加できる社会に向けて、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-1-1-1	「児童の権利に関する条約」の啓発	パンフレットの作成、学習会の開催等により、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。	人権推進室

②児童虐待の発生予防と早期発見の推進

親の育児不安やストレスの軽減を図るため、親に対する支援を実施し、児童虐待の発生予防に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-1-2-1	育児不安を軽減する相談支援や仲間づくりの推進	つどいの広場や遊びのキャラバンを実施し、遊びの提供や子育てについて話し合える場を設け、孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消を図ります。	子育て支援センター



6-1-2-2	養育支援家庭訪問事業の推進	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安の高い養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師、ヘルパーなどが訪問し、相談、指導、助言、育児、家事等の養育支援を行うことにより児童虐待の発生を予防します。	健康増進課 子育て支援室
---------	---------------	---	-----------------

③地域における児童虐待防止等ネットワークの整備

児童虐待の予防と早期発見・対策及び非行、不登校や「ひきこもり」等、児童を取り巻く様々な問題に対応するための取り組みを推進するため、関係機関や関係団体等と地域でのネットワークづくりを図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-1-3-1	要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関と密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、児童虐待の予防、早期発見に努めます。また、要保護児童対策会議に参加し、関係機関との連絡・調整を行い、児童状況確認票により園、学校等と連携し、セーフティネットの強化を図ります。	子育て支援室 学校教育課 健康増進課
6-1-3-2	虐待防止のための県との連携強化	児童虐待防止のため関係機関と密接な連携を図るとともに、要保護児童ケース等については中央こども家庭センターと連携を図って、支援の充実に努めます。	子育て支援室 学校教育課

④虐待被害児童の立ち直り支援

すべての児童の健全な心身の成長や自立を促していくため、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域の関係機関の協力のもと、中央こども家庭センターと連携して、被虐待児童のケアと立ち直り支援に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-1-4-1	被虐待児童のケアと立ち直り支援	中央こども家庭センターでの家庭復帰等評価委員会に参加し、親子の再統合に向け、中央こども家庭センターと連携して被虐待児童のケアを図ります。	子育て支援室



2 ひとり親家庭への支援の充実

近年、ひとり親家庭は、離婚などにより増加傾向にあります。

ひとり親家庭の多くは、社会的・経済的に不安定な状況に置かれており、特に母子家庭の母親は就業面等で不利な状況に置かれ、その生活は極めて厳しいものとなっています。平成26年7月にまとめた「国民生活基礎調査」によると、18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」が16.3%と過去最悪を更新しました。これは長引くデフレ経済下で子育て世帯の所得が減少したことや、母子世帯が増加する中で働く母親の多くが給与水準の低い非正規雇用であることも影響したと思われます。そこで、平成26年8月に、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることがないように、教育を受ける機会の均等、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することとしています。

また、ひとり親家庭の親は、子育てと生計を一人で行わなければならない、子育てや生活のことなど様々な問題を抱えることとなります。このようなときに、悩みの相談が気軽にでき、適切な助言を得られるような環境づくりが必要です。

ひとり親家庭の子どもが不利益を被らないよう、親が自立した生活を送り、安心して子育てができるよう適切な支援と相談体制の充実を図ります。

①ひとり親家庭への子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が抱える子育てや生活等の悩みを解消できるよう、相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭の負担の軽減を図るため、経済的な支援や子育て・生活支援を実施します。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-2-1-1	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭が抱える悩みを解消できるよう、母子・父子自立支援員等による相談活動を充実します。個々のニーズに対応できるよう相談を行い、夜間相談も引き続き応じます。また、研修等を通じて母子・父子自立支援員の資質向上を図ります。	子育て支援室
6-2-1-2	児童扶養手当の給付	ひとり親家庭の生活支援・自立促進のため、手当の給付及び制度の啓発に努めます。	子育て支援室
6-2-1-3	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の普及	経済的自立や児童の就学資金などで資金の貸付が必要になったときは、母子・父子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じる「母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業」の制度の啓発に努めます。	子育て支援室



6-2-1-4	母子家庭等医療費の助成	自立の困難なひとり親家庭の健康保険が適用される医療費について、市独自の所得制限の緩和を継続し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。	国保医療課
6-2-1-5	ひとり親家庭等家事支援事業の利用促進	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、家事支援が必要な家庭に家事ヘルパーを派遣するひとり親家庭等家事支援事業について周知を図り、利用者促進に努めます。	子育て支援室

②ひとり親家庭の自立支援、就業支援の充実

母子家庭等が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練等、就業面での支援に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-2-2-1	就労支援アドバイスの充実	ハローワーク等関係機関との連携により、個々の実情に応じたアドバイス及び訓練、求人情報等の提供を行い、ひとり親家庭の就業を支援します。	子育て支援室
6-2-2-2	ひとり親家庭自立支援給付金の給付	就業や仕事に役立つ経済的自立促進として自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の給付を行います。また、制度の周知に努めます。	子育て支援室



3 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

近年、知的障がい児は増加傾向にあり、中でも、自閉性障がいや学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいのある子どもが増えてきています。また、通常学級において、学習面で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒も増加しています。

幼稚園・保育所・学校等へ入園・入所・入学を希望する障がい児の増加及び重度重複障がいや発達障がい等、障がいの内容の多様化・複雑化に伴い、障がいのある子どもやその保護者に対し、早期からの支援が求められています。さらに、子ども本人や保護者の希望に沿って、適切な保育・教育を提供していくためには、支援手法の確立や専門的知識を持った人材の確保が必要です。

障がいのある子どもについては、保護者、関係施設、就学先、関係機関との連携を図り、個別の支援計画を作成し、継続的な支援に努めていますが、発達障がい児の親の会に対するヒアリングでは、保育所・小学校・中学校の連携が取れていないこと、先生の資質の個人差が大きいことなどが不満としてあがっています。

障がいがある子どもの自立と社会参加に向けて、心身ともに健やかに育っていけるよう、療育相談や指導の充実、保育・教育環境の整備、福祉サービスの充実に努め、障がいがある子どもと親に対してきめ細やかな支援体制を、関係機関と連携し整備していきます。

①療育相談・指導の充実

子どもの健やかな成長を促すために、関係機関と連携をとりながら療育相談や指導の充実を図り、障がいや疾病の早期発見や早期療育に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-3-1-1	療育相談の充実	発達上の問題のある乳幼児に対して、心と身体の総合的な発達指導を行い、疾病や異常への移行を最小限度に止めます。また、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	健康増進課
6-3-1-2	言語発達相談事業の推進	言語発達遅滞児が訓練等を受けた場合、費用の一部を助成します。	障がい・地域福祉課
6-3-1-3	マミーサポートの充実	子どもの言葉の遅れや発達面が気になる保護者への相談支援を行います。	高砂児童学園



6-3-1-4 【再掲】 (1-1-1-3)	保育所等巡回相談の充実	心理士等専門職が保育所等を巡回し、子どもの発達検査・相談、保育所等職員や保護者への相談・助言指導、保育所等の環境整備、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	健康増進課
6-3-1-5	サポートファイルの活用	「プロフィールファイルたかさご」を生まれてくるすべての子どもの保護者に配布し、利用者説明会や家庭療育支援講座を開催するなど普及啓発を行います。	高砂児童学園
6-3-1-6	子どものからだ・こころ・ことばの相談の充実	小児科医の診察及び助言、保健・栄養・心理・理学療法相談、教育相談等を継続することにより、母親の育児を支援します。	健康増進課

②障がい児への教育・保育の充実

すべての障がい児が、障がいの程度や種別に応じて、適切な教育・保育が受けられるよう支援します。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-3-2-1	障がい児保育事業の充実	今後も児童の発達段階に応じて、障がい加配保育士を配置することで、就労する保護者の支援を行います。	子育て支援室
6-3-2-2	特別支援教育の推進	支援を必要としている児童・生徒に対して、スクールアシスタント・介助員・障がい加配教諭を配置します。	学校教育課
6-3-2-3	施設の改善・整備	障がいのある子どもが、利用しやすい設備や施設の充実を図ります。	教育総務課

③福祉サービスや経済的支援の充実

個々の障がいに応じた適切な指導・訓練ができるよう、児童発達支援センター等の充実に努めます。また、家族の負担を軽減できるよう、障害者総合支援法による在宅福祉サービスの提供や経済的負担の軽減を図ります。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-3-3-1	児童発達支援センターの充実	言語・知的面に療育支援の必要な子どもを通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得、集団生活への適応のための訓練などを行います。	高砂児童学園



6-3-3-2	放課後等デイサービスの実施	就学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行い、社会との交流の促進を図るなど、障がい児に放課後の居場所を提供します。	障がい・地域福祉課
6-3-3-3	その他の障害福祉サービスの提供	障害福祉計画に基づき、ホームヘルプ、ショートステイ、日常生活用具の給付や移動支援など、障害福祉サービスや地域支援事業を実施し、障がいのある子どもを持つ家族の負担を軽減します。	障がい・地域福祉課
6-3-3-4	特別児童扶養手当の給付	身体または精神に障がいのある児童を養育している人に手当を給付します。	子育て支援室
6-3-3-5	障害児福祉手当等の給付	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付します。	障がい・地域福祉課
6-3-3-6	障害者医療費の助成	重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	国保医療課
6-3-3-7	育成医療費の給付	18歳未満の身体に障がいのある児童に対し、確実にその障がいを取り除いたり、または軽くする治療効果が期待できる者へ医療の支給を行います。	障がい・地域福祉課

④総合的な支援体制の整備

関係機関との連携を図りながら、障がい児を総合的かつ継続的に支援する体制の整備に努めます。

	主な施策	今後の方向	担当課
6-3-4-1	療育会議	未就学児の支援と就学後の支援との連携体制と、就学後の進学時の支援の連携体制を構築するため、情報の共有を図り、療育体制を構築します。	障がい・地域福祉課 子育て支援室 学校教育課 健康増進課



第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

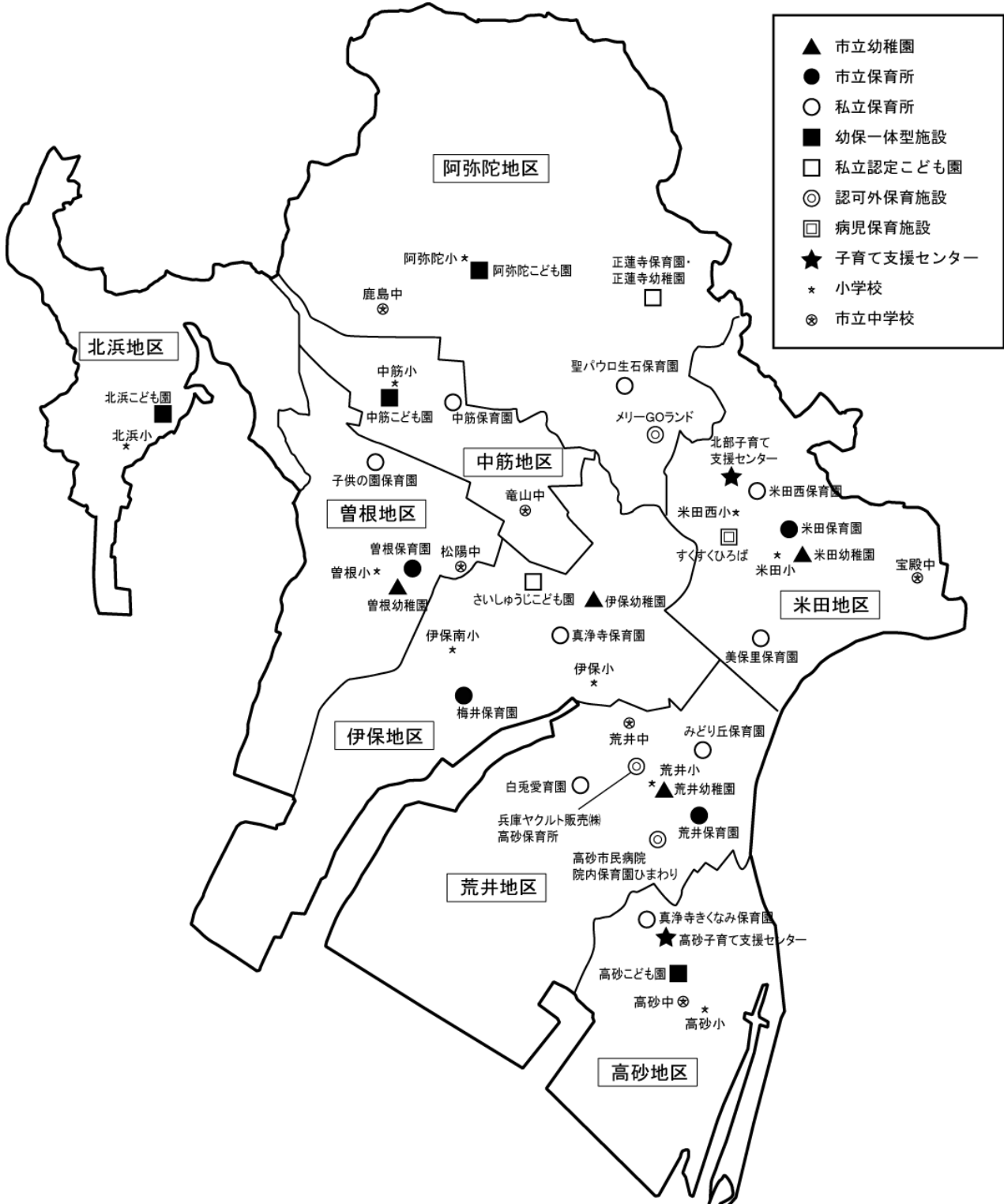
子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本市では、これまで、次世代育成支援行動計画などにおいて、市域全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきたことから、教育・保育提供区域（放課後児童健全育成事業を除く。）を将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、1区域（全市）とします。放課後児童健全育成事業については、現在の利用状況を勘案し、小学校区の10区域とします。

ただし、本市が進めている「幼稚園・保育所の統廃合等の推進方向」の検討において、基礎単位は8地区となっていることから、8地区での動向を念頭において、量の見込みや確保方策について検討することとします。



【教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業実施施設の状況】



(平成 26 年 4 月 1 日現在)

※高砂子育て支援センターについては、移転（平成 27 年 4 月 1 日）後の位置を示しています。



2 子どもの人口の推計

平成 21 年～平成 25 年（各年 4 月 1 日時点）の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により人口推計を行った結果は、以下のとおりとなっています。

【年齢別 子どもの人口】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	734	725	716	701	687
1 歳	761	747	737	729	714
2 歳	730	764	749	739	731
3 歳	771	730	763	748	738
4 歳	825	777	733	767	753
5 歳	812	818	770	726	760
就学前児童計	4,633	4,561	4,468	4,410	4,383
6 歳	810	809	817	770	724
7 歳	828	804	803	810	764
8 歳	850	823	798	798	803
9 歳	823	848	821	794	795
10 歳	866	816	842	815	790
11 歳	849	867	818	842	816
小学生計	5,026	4,967	4,899	4,829	4,692
総計	9,659	9,528	9,367	9,239	9,075



3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

3-1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、認定区分ごとに見込むこととされています。

ただし、幼稚園は、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっていきます。アンケート調査結果によると、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、2号認定（満3歳以上で保育を必要とする子ども）については、これを「幼稚園の利用希望が強い子ども」として、分けて量を見込みます。

また、3号認定（満3歳未満で保育を必要とする子ども）については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なるため、本市では分けて量を見込みます。

<量を見込む区分>

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用希望が強い子ども(2号(教育希望)と表記)	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (以下、3号(0歳)・3号(1・2歳)と表記)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

なお、本市においては、「保育の必要な事由」のうち「就労」について月48時間以上とします。

(2) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの推計にあたっては、原則、就学前児童の保護者を対象者としたニーズ調査結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」と表す。）」の手順に沿って算出し、実際の利用実績や施設整備状況等による検証を行いながら、一部補正を行っています。

(3) 提供体制の確保方策の検討

提供体制の確保については、現状の提供体制、事業者の意向調査（ヒアリング調査）等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。



3-2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

<量の見込みと確保方策>

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		719	131	1,343	160	578	694	126	1,297	158	585
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	670					480				
	保育所 (特定教育・保育施設)			1,209	142	499			616	66	258
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	135	175	18	87		394	768	94	328	
②-①		▲45	41	0	8		54	87	2	1	
確保方策							・公立幼保一体化園4か所を認定こども園へ ・私立保育所5か所を認定こども園へ				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		677	123	1,265	156	576	669	122	1,251	153	569
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	480					395				
	保育所 (特定教育・保育施設)			616	66	258			546	60	234
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	394	768	94	328		479	838	100	352	
②-①		74	119	4	10		83	133	7	17	
確保方策							・梅井保育園と伊保幼稚園を一体化の上、認定こども園へ				

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）		672	122	1,256	150	560
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	395				
	保育所 (特定教育・保育施設)			546	60	234
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	479	838	100	352	
②-①		80	128	10	26	
確保方策						



<量の見込みと確保方策・今後の方針>

- 平成 28 年度に私立保育所 5 か所を幼保連携型認定こども園へ移行し、1 号認定の 3 歳児の受入れを開始することで、必要量を確保します。
- 平成 28 年度に幼保一体化施設の公立保育所 4 か所を幼保連携型認定こども園へ移行し、1 号認定の 3 歳児の受入れ等について検討します。
- 平成 30 年度に梅井保育園と伊保幼稚園を一体化のうえ、認定こども園に移行します。
- 特別な支援が必要な児童については、関係機関と連携を図り、円滑な受入れが可能な教育・保育の提供体制を確保します。
- 認定こども園・幼稚園・保育所は、地域における子育て相談や親子の交流の場としての役割を強化します。

【実施施設：幼稚園】平成 27 年度 利用定員総数・・・805 人

市立		私立	
施設名	利用定員	施設名	利用定員
高砂幼稚園	40 人	認定こども園 正蓮寺幼稚園	105 人
荒井幼稚園	150 人	認定こども園 さいしゅうじこども園	30 人
伊保幼稚園	85 人		
中筋幼稚園	40 人		
曾根幼稚園	90 人		
米田幼稚園	155 人		
阿弥陀幼稚園	70 人		
北浜幼稚園	40 人		
合計	670 人	合計	135 人

【実施施設：保育所】平成 27 年度 利用定員総数・・・2,130 人

市立		私立	
施設名	利用定員	施設名	利用定員
高砂西保育園	120 人	白兔愛育園	90 人
荒井保育園	110 人	真浄寺保育園	120 人
梅井保育園	100 人	認定こども園 さいしゅうじこども園	180 人
さつき保育園	60 人	中筋保育園	120 人
曾根保育園	130 人	美保里保育園	140 人
米田保育園	120 人	子供の園保育園	120 人
阿弥陀保育園	90 人	認定こども園 正蓮寺保育園	100 人
北浜保育園	90 人	聖パウロ生石保育園	100 人
		みどり丘保育園	130 人
		真浄寺きくなみ保育園	60 人
		米田西保育園	150 人
合計	820 人	合計	1,310 人



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 対象事業

- ①利用者支援事業【新規】
- ②時間外保育事業
- ③放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

(2) 量の見込みの算出方法

量の見込みは、基本的には、就学前児童及び小学生の保護者を対象者としたニーズ調査結果をもとに、国の手引きの手順に沿って算出し、実際の利用状況や事業特性に応じて検証を行いながら、一部補正を行っています。

(3) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容や実施時期を設定します。

本市の地域子ども・子育て支援事業については、一時預かり（幼稚園型）を除くと、すでに提供体制が確保され、供給量が充足しています。



4-1. 利用者支援事業【新規】

<事業の内容>

利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報収集・提供、利用支援等を行い、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の関係機関との連絡・調整を行う事業です。

「基本型（独立した事業として行われている形態）」と「特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）」があります。

<現状>

- 新規事業であり、実績はありません。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容 (実施内容)	専任職員を子育て支援室に配置して、特定型で実施				
②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

- 平成27年度から、利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う専任職員を子育て支援室に配置して、特定型で実施します。
- 国の制度と本市の現状やニーズを考慮しながら、制度運用を図っていきます。
- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター2か所）や関係機関と連携し、情報提供や相談・助言等を行います。



4-2. 時間外保育事業

<事業の内容>

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業です。

<現状>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施保育所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
延べ利用日数	0 人日	18,399 人日	20,483 人日	18,801 人日	17,729 人日

- 平成 25 年 4 月現在、私立認定こども園及び保育所 10 か所で実施しています。
- 延べ利用日数は、平成 23 年度をピークに、その後減少傾向が続いており、平成 25 年度は 17,729 人日（利用実児童数 268 人）となっています。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	664 人	654 人	641 人	632 人	628 人
②確保量	664 人	654 人	641 人	632 人	628 人
確保の内容 (実施施設数)	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- 平成 26 年度から民間移管した 1 か所を含め、私立の認定こども園及び保育所 11 か所で実施し、必要量を確保します。
- 就労形態の多様化から時間外保育事業に対するニーズは高まることが予想されることから、今後の利用実態を見ながら実施施設の拡大等を検討します。



4-3. 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

<事業の内容>

両親が共働きなどのため、保護者が昼間家庭にいない児童に対して、児童館や学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて健全育成を図る事業です。

<現状>

【学童保育の実施概要】

対象児童	小学校1年生～3年生（地区学童の運営状況により6年生まで可）
実施箇所数	10小学校区において13か所（荒井・米田・米田西小学校区は2か所）
実施日	月～土曜日
実施時間	授業終了後～18：00（土曜日・夏休みなどは9：00～18：00）
保育料	月7,700円（減免制度あり）

【学童保育の実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
利用児童数	671人	620人	637人	640人	657人
うち障がい児数	6人	7人	7人	6人	4人
待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人

<量の見込みと確保方策>

（全市）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	765人	754人	745人	734人	711人
（うち低学年）	496人	486人	482人	474人	457人
（うち高学年）	269人	268人	263人	260人	254人
②確保量	765人	754人	745人	734人	711人
確保の内容 （実施施設数）	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

- 「高砂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、面積基準については、待機児童が生じないように経過措置を設けており、現在、実施している施設において、必要量を確保します。

【実施事業者】 特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース



<小学校区別 量の見込み>

(高砂小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	60人	60人	59人	59人	56人
②確保量	60人	60人	59人	59人	56人
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(荒井小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	108人	106人	105人	102人	100人
②確保量	108人	106人	105人	102人	100人
確保の内容(実施施設数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(伊保小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	65人	64人	63人	62人	61人
②確保量	65人	64人	63人	62人	61人
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(伊保南小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	48人	47人	46人	46人	45人
②確保量	48人	47人	46人	46人	45人
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(中筋小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	57人	56人	56人	54人	53人
②確保量	57人	56人	56人	54人	53人
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人



(曾根小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	84人	82人	82人	81人	78人
②確保量	84人	82人	82人	81人	78人
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(米田小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	113人	112人	111人	109人	105人
②確保量	113人	112人	111人	109人	105人
確保の内容(実施施設数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(米田西小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	82人	81人	79人	79人	76人
②確保量	82人	81人	79人	79人	76人
確保の内容(実施施設数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(阿弥陀小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	94人	93人	92人	91人	87人
②確保量	94人	93人	92人	91人	87人
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(北浜小学校)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	54人	53人	52人	51人	50人
②確保量	54人	53人	52人	51人	50人
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人



4-4. 子育て短期支援事業

<事業の内容>

保護者が疾病等の社会的事由により、家庭での児童の養育が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

<現状>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
実利用人数	2 人	9 人	16 人	3 人	10 人
延べ利用日数	140 人日	350 人日	470 人日	10 人日	38 人日

- 平成 25 年度は、2 歳未満は乳児院 3 か所、2 歳以上は児童養護施設 6 か所に委託して実施しています。
- 実利用人数、延べ利用日数ともに、年度によってばらつきがあります。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,507 人日	1,484 人日	1,454 人日	1,435 人日	1,426 人日
②確保量	1,507 人日	1,484 人日	1,454 人日	1,435 人日	1,426 人日
確保の内容 (実施施設数)	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※算出された量の見込みは実績と乖離があるものの、提供が可能であるため、そのまま量の見込みとしています。

- 現状の委託先 9 か所で、必要量を確保します。
- 現状で必要量を十分確保できる見込みですが、当該委託施設で対応できない場合は、近隣市の他の施設に委託することを検討します。

【委託施設】

児童施設	施設名		
児童養護施設	播磨同仁学院	立正学園	広畑学園
	二葉園	東光園	信和学園
乳児院	明石乳児院	ピューパホール	るり



4-5. 乳児家庭全戸訪問事業

<事業の内容>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<現状>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象人数	509人	645人	600人	548人	707人
訪問人数	473人	591人	566人	536人	634人
訪問率	92.9%	91.6%	94.3%	97.8%	89.7%

- 生後4か月未満の乳児のいる家庭に、保健師・助産師・母子保健推進員の訪問スタッフが、予防接種手帳等を持って訪問しています。
- 事業開始から5年が経過し、事業も徐々に周知されてきており、訪問率は上昇傾向にありましたが、平成25年度は低下しています。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	734人	725人	716人	701人	687人
②確保量	734人	725人	716人	701人	687人
確保の内容 (実施体制等)	実施体制:保健師、助産師、母子保健推進員 実施機関:保健センター				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

- 現状で、提供体制を確保できています。
- 今後も、保健師・助産師・母子保健推進員で訪問し、子育て支援に関する情報提供(乳幼児健診、育児教室、予防接種、離乳食のポイント等)を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握をし、助言を行う体制を整えていきます。
- 訪問を拒否する家庭については、地区担当保健師がフォローし、訪問率100%をめざします。
- 年1回、研修会を実施し、訪問スタッフの資質の向上に努めます。



4-6. 養育支援訪問事業

<事業の内容>

支援の必要な妊婦や乳幼児健診等で育児不安の高い保護者等、養育上の問題を抱える家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、指導や助言を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行う事業です。

<現状>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	731 人	633 人	655 人	689 人	820 人
延べ訪問回数	971 人回	829 人回	942 人回	905 人回	1,030 人回

- 養育上の問題を抱える家庭に対して、保健師・助産師が訪問し、指導や助言を行っています。
- 妊婦健康診査助成券交付時にアンケートを実施し、出産前の妊娠期からのつながりができていることと、一部の医療機関との情報共有が可能となり、事業が充実してきています。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	対象者数	661 人	653 人	644 人	631 人	618 人
	延べ訪問回数	917 人回	906 人回	893 人回	875 人回	857 人回
②確保量	対象者数	661 人	653 人	644 人	631 人	618 人
	延べ訪問回数	917 人回	906 人回	893 人回	875 人回	857 人回
確保の内容（実施体制等）		実施体制：保健師、助産師 実施機関：保健センター				
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- 現状で、提供体制を確保できています。
- 今後も、保健師・助産師で、養育上の問題を抱える家庭を訪問し、育児不安のある保護者への育児支援の充実を図ります。
- 月1回、課内での事例検討会及び年3回の小児科医師との事例検討会を実施し、情報共有し、支援等対応策を検討します。



4-7. 地域子育て支援拠点事業

<事業の内容>

育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、園庭の開放、育児講座等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

<現状>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所
延べ利用回数	7,723人回	12,864人回	13,000人回	11,837人回	9,139人回

- 「高砂市子育て支援センター」と「高砂市北部子育て支援センター」の2か所を市直営で実施しています。
- 延べ利用回数は平成21年以降、順調に伸びてきましたが、平成23年度をピークに近年は減少傾向となっており、平成25年度の延べ利用回数は9,139人回となっています。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	9,928人回	9,977人回	9,825人回	9,678人回	9,513人回
②確保量	9,928人回	9,977人回	9,825人回	9,678人回	9,513人回
確保の内容 (実施施設)	2か所(市直営) 高砂市子育て支援センター・高砂市北部子育て支援センター				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

- 今後も「高砂市子育て支援センター」と「高砂市北部子育て支援センター」の2か所を市直営で実施し、必要量を確保します。(現在の2施設において、1日あたり最大120人の利用が可能)
- 利用者支援事業と連絡連携を図りながら、子育て支援の充実をめざします。



4-8. 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

<事業の内容>

幼稚園において在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業中などに教育を行う事業で、現在の「預かり保育」です。新制度では、一時預かり事業として実施します。

<現状>

- 平成25年4月現在、幼稚園での実施はなく、実績はありません。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	1号認定	2,099人日	2,027人日	1,976人日	1,954人日	1,963人日
	2号認定 (教育希望)	14,223人日	13,733人日	13,384人日	13,237人日	13,296人日
	合計	16,322人日	15,760人日	15,360人日	15,191人日	15,259人日
②確保量		2,099人日	15,760人日	15,360人日	15,191人日	15,259人日
確保の内容(実施施設数)		2か所	11か所	11か所	11か所	11か所
②-①		▲14,223人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※2号認定（教育希望）の児童が利用する幼稚園が認定こども園に移行した場合は、一時預かり事業ではなく「施設型給付」の対象となります。

- 平成27年度は、私立認定こども園で実施します。
- 平成28年度以降は、私立認定こども園と市立幼稚園で実施し、必要量を確保します。



②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（在園児型）以外（保育所型）

<事業の内容>

保護者の病気等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を保育所等で保育する事業です。

<現状>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	6 か所	6 か所	6 か所	7 か所	7 か所
延べ利用日数	525 人日	771 人日	789 人日	621 人日	983 人日

- 平成 25 年 4 月現在、私立保育所・認定こども園 7 か所で実施しています。
- 延べ利用日数は、平成 23 年度までは増加傾向でしたが、平成 24 年度には 621 人日にとどまり、平成 25 年度は再度増加に転じて 983 人日となっています。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		15,838 人日	15,789 人日	15,518 人日	15,297 人日	15,101 人日
②確保の内容	保育所	13,920 人日	6,480 人日	6,480 人日	6,480 人日	6,480 人日
	認定こども園	3,360 人日	10,800 人日	10,800 人日	10,800 人日	10,800 人日
	地域子育て支援拠点	0 人日	720 人日	720 人日	720 人日	720 人日
	合計	17,280 人日	18,000 人日	18,000 人日	18,000 人日	18,000 人日
②-①		1,442 人日	2,211 人日	2,482 人日	2,703 人日	2,899 人日

※「量の見込み」及び「確保方策」について、ファミリー・サポート・センター事業を除くファミリー・サポート・センター事業（就学前）については、P98に記載

- 平成 27 年度から、私立保育所・認定こども園 9 か所で実施し、必要量を確保します。
- 平成 28 年度以降は、認定こども園・保育所以外に、北部子育て支援センターで実施することで、事業の充実を図ります。



4-9. 病児・病後児保育事業

<事業の内容>

児童が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に一時的に当該児童の保育を行う事業です。

<現状>

- 平成25年9月から、医療機関併設型1施設で実施しています。
- 平成25年10月～平成26年3月（平成25年度下半期）の延べ利用日数は、193人日となっています。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3,100人日	3,100人日	3,100人日	3,100人日	3,100人日
②確保量	3,100人日	3,100人日	3,100人日	3,100人日	3,100人日
確保の内容 (実施概要)	実施施設数：1か所 実施施設：すくすくひろば 対象年齢：6か月～小学校6年生まで 利用時間：月～金曜日 8:00～18:00 定員：12人				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※算出された量の見込みは実績と乖離があるものの、提供が可能であるため、そのまま量の見込みとしています。

- 現状の医療機関併設型施設1か所で、必要量を確保できています。
- 今後の利用状況を見極め、医療機関や保育施設等へ協力を依頼し、さらに事業の充実を図ります。



4-10. ファミリー・サポート・センター事業

<事業の内容>

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

<現状>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	56人	60人	60人	71人	78人
依頼会員数	265人	308人	357人	396人	433人
両方会員数	48人	54人	56人	55人	54人
活動件数	265件	851件	1,217件	1,408件	1,408件

- 提供会員は伸び悩んでいますが、依頼会員数及び活動件数は、順調に増加しています。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

- 就学前児童について、国の手引きでは、一時預かり事業（保育所型）の中に含んで算出されますが、本市では、一時預かり事業（保育所型）について、独自の補正を行い、実態に近い量を見込んでいます。ファミリー・サポート・センター事業についても、実績やニーズ調査結果を基に、就学前児童と小学生に分けて、ここで見込むこととします。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の 見込み	就学前児童	836人日	919人日	1,011人日	1,112人日	1,223人日
	小学生	1,038人日	1,142人日	1,256人日	1,382人日	1,520人日
	合計	1,874人日	2,061人日	2,267人日	2,494人日	2,743人日
②確保量		1,874人日	2,061人日	2,267人日	2,494人日	2,743人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

- 現状で、提供体制を確保できています。
- さらに、利用を増やすためには提供会員の確保が必要となることから、情報提供や養成講座の充実により提供会員の増員を図ることで、提供体制の充実に努めます。
- 保育所や病児・病後児保育施設等への送迎、緊急時や病気の時のサポート、障がい児や多胎児の育児支援など、多種多様な利用者ニーズに応えられるよう、提供会員の質的向上に努めます。



4-11. 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<現状>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診実人数	1,300人	1,361人	1,183人	1,168人	1,025人
妊婦健診費助成件数	10,862件	10,700件	9,671件	9,373件	8,777件
1人当たり助成件数	8.4件	7.9件	8.2件	8.0件	8.6件

- 1回につき上限4,000円を12回、上限11,000円を2回の妊婦健康診査費助成券を交付して、実施しています。1人あたりの平均使用枚数（1人あたりの助成件数）は、約8枚で、ほとんど変化していません。

<量の見込みと確保方策・今後の方針>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,145人	1,126人	1,112人	1,087人	1,062人
②確保量	1,145人	1,126人	1,112人	1,087人	1,062人
確保の内容 (実施概要)	実施体制：妊娠届出書の提出時に、助成券14枚を交付 実施場所：産婦人科医療機関及び助産所 実施時期：通年				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

- 現状で、提供体制を確保できています。
- 妊婦健康診査費助成券を交付し、助成券14枚を有効的に利用してもらうことで、妊婦の健康増進と経済的負担の軽減を図ります。
- 保健センターだよりや母子健康手帳に案内文を入れることで周知を図り、利用を促進します。



4-12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保方策と今後の方針

低所得者を対象とした特定教育・保育施設等が徴収する保護者の実費負担部分に係る補助について、国の制度内容を踏まえて検討し、実施します。

4-13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

(1) 巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

(2) 特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

■確保方策と今後の方針

新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。また、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討します。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、市民をはじめ地域や関係団体、事業者等が子どもの立場に立って、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を図るものとします。

<家庭の役割>

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、保護者は次代を担う子どもを育ていく第一義的責任を負っています。

保護者は、子どもを養育する主体者であるという自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていきます。

<教育・保育施設等の役割>

学校、幼稚園、保育所等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

<企業等の役割>

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業等の役割は重要です。企業等は、就労者が仕事と子育てを両立させつつ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

<地域社会の役割>

地域住民や地域団体・組織等は、子どもは地域の宝と認識し、子育てを地域全体で担わなければなりません。それぞれの個人や団体が持つそれぞれの特性や専門的機能を発揮して、子育て家庭を見守り、支援する役割を果たすよう努めます。

<市の役割>

国や県と連携して、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備と子育て家庭の個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、各施策を総合的・計画的に推進します。

また、家庭、学校、企業、地域団体・組織等がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、情報提供や活動支援などを行います。



2 計画の周知

本計画は策定すれば終了という訳ではありません。関係者が協働して計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

また、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度に係る国・県・市の考え方や関連施策・事業についてはさらに周知に努め、地域懇談会や事業者懇談会などの場を設けて広報・啓発を行います。

3 計画の進捗管理

(1) 総合的な評価指標

子ども・子育て支援事業計画では、基本指針において、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であり、そのため、利用者の視点にたった指標の設定が求められています。

本市では、次の2点について目標指標を定めます。

項目	現状（平成25年度）	平成31年度目標
地域に、子どもや子育て家庭などを支援する体制があると思う保護者の割合	平成25年度 (子育て支援に関するアンケート調査) 就学前児童の保護者:22.4% 小学生の保護者:16.1%	就学前児童の保護者:50% 小学生の保護者:50% (過半数をめざします)
高砂市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合	平成25年度 (子育て支援に関するアンケート調査) 就学前児童の保護者:31.7% 小学生の保護者:33.0%	就学前児童の保護者:50% 小学生の保護者:50% (過半数をめざします)

(2) 計画の点検・評価

子育て支援室を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制を強化し、本計画を推進するとともに、計画の確実な運営と推進を図るため、毎年、進捗状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、適切な計画の進捗管理に努めます。

計画全体の総合的な目標指標については、次期計画策定時にアンケート調査を実施し、評価を行い、施策の改善につなげていきます。

また、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「高砂市子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の点検・評価について審議を行います。



附 資料編

1 計画策定の経緯

年月日	項目	内容
平成25年7月18日	第1回子ども・子育て支援施策検討委員会	子ども・子育て支援新制度について 子ども・子育て会議について 策定のスケジュール
9月10日	第2回子ども・子育て支援施策検討委員会	子ども・子育て支援新制度に関する関係課の取り組みについて
10月3日	第3回子ども・子育て支援施策検討委員会	第1回高砂市子ども・子育て会議について 高砂市の現状について ニーズ調査について
10月21日	第1回高砂市子ども・子育て会議	高砂市子ども・子育て支援事業計画(案)の諮問 高砂市子ども・子育て会議運営要綱について 子ども・子育て支援新制度について 高砂市の現状について ニーズ調査について
11月5日 ～12月3日	高砂市子育て支援に関するアンケート調査	就学前及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施
平成26年1月15日 ～1月20日	高砂市少子化などに関するアンケート調査	市内の高等学校に在籍する生徒を対象にアンケート調査を実施
1月23日	第4回子ども・子育て支援施策検討委員会	第2回高砂市子ども・子育て会議について アンケート調査の結果(速報)の報告 教育・保育提供区域の設定(案)について 計画書の構成(案)について
2月7日	第2回高砂市子ども・子育て会議	アンケート調査の結果(速報)の報告 教育・保育提供区域の設定(案)について 計画書の構成(案)について
2月27日	ヒアリング調査	発達障がい児の親の会及び事業者を対象に実施
4月11日	第1回子ども・子育て支援施策検討委員会	教育・保育提供区域の設定について 量の見込みの算定方法について 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて



4月12日	子ども・子育て支援新制度講演会	事業者、教育・保育従事者、一般市民への啓発をかねて新制度に関する講演会を実施 (講師：関西大学人間健康学部山縣文治教授)
4月22日	第3回高砂市子ども・子育て会議	教育・保育提供区域の設定について 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
6月25日	第2回子ども・子育て支援施策検討委員会	計画の骨子案について 各種基準条例等案について 量の見込みと確保方策について
7月8日	第4回高砂市子ども・子育て会議	計画の骨子案について 各種基準条例等案について 量の見込みと確保方策について
7月15日 ～8月13日	パブリックコメント	子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例等(案)
8月25日	第5回高砂市子ども・子育て会議	計画の骨子案について 各種基準条例等案について 量の見込みと確保方策について
9月4日	ヒアリング調査	子育てサークル2団体を対象に実施
10月15日	第3回子ども・子育て支援施策検討委員会	利用者負担について 計画素案について
10月29日	第4回子ども・子育て支援施策検討委員会	計画素案について 量の見込みと確保方策について
11月10日	第6回高砂市子ども・子育て会議	利用者負担について 計画素案について
12月5日	第5回子ども・子育て支援施策検討委員会	計画素案について
12月22日	第7回高砂市子ども・子育て会議	利用者負担額について 計画素案について
平成27年1月5日 ～2月4日	パブリックコメント	計画素案
2月16日	第6回子ども・子育て支援施策検討委員会	パブリックコメントの結果報告 計画(案)について
2月23日	第8回高砂市子ども・子育て会議	パブリックコメントの結果報告 計画(案)の検討、承認
3月 日	答申	



2 高砂市子ども・子育て会議条例

(平成25年6月28日 高砂市条例第19号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、高砂市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高砂市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。



(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援室において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



3 高砂市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、選出区分ごと五十音順)

選出区分	氏 名	役 職 等
学識経験者	○ 井上 寿美	関西福祉大学 発達教育学部 准教授
	◎ 大橋 喜美子	神戸女子大学 文学部教育学科 教授
	小林 謙	一般社団法人 高砂市医師会 (こばやし小児科 院長)
子育て事業 従事者	久保木 亮子	高砂市立保育所園長会 (曾根保育園 園長)
	坂本 通子	高砂市立幼稚園園長会 (米田幼稚園 園長)
	竹内 茂雄	特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース 事務局長
	中司 恵子	キッズルームたんぼぼ 代表
	廣瀬 元正	兵庫県保育協会高砂支部 支部長 (白兔愛育園 園長)
子どもの 保護者	位田 まどか	子育てサークルしゃぼんだま 代表
	上野 あゆみ	高砂市連合PTA協議会幼稚園部会 理事
	角 文栄	高砂市保育所連合保護者の会
	筒崎 眞美	公募 (就学前の子どもの保護者)
	山本 倫枝	公募 (小学校の子どもの保護者)
市長が必要 と認める者	今峯 盛裕	高砂商工会議所 (但陽信用金庫高砂中央支店 支店長)
	松田 敦子	高砂市立小・中学校校長会 (北浜小学校 校長)
	森田 章二	高砂市労働者福祉協議会 (キッコーマン労働組合高砂工場支部 執行委員長)

※ ◎委員長、○副委員長



4 用語説明

ア行

一次救急（イチジキュウキュウ）

入院・手術等を必要としない比較的軽症な救急患者に対応する医療のことをいいます。

カ行

学習障害（ガクシュウショウガイ）

全般的な知的発達に遅れはないにも関わらず、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。

コーホート変化率法（コーホートヘンカリツホウ）

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、基準年度の人口に乗じて将来人口を推計する方法で、比較的近い将来の人口を推計する場合に用いられる推計方法です。変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いて将来人口の推計を行うことが一般的となっています。

合計特殊出生率（ゴウケイトクシュシュウリツ）

15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表しています。

子ども・子育て関連3法（コドモ・コソダテカンレンサンポウ）

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）」の3法をさします。幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の根拠法となります。

子どもの貧困率（コドモノヒンコンリツ）

子ども全体に占める、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が一定基準（貧困線）に満たない子どもの割合のこと。貧困線とは、全世帯の等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいています。

サ行

児童発達支援センター（ジドウハッタツシエンセンター）

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。本市では、市立高砂児童学園が



児童発達支援センター「福祉型」に該当します。

児童養護施設（ジドウヨウゴシセツ）

児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、親のいない子どもや、親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなった子どもを入所させて養護する施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定します。入所対象者は、原則として1歳から18歳となっています。

周産期（シュウサンキ）

妊娠満22週から生後満7日未満までの期間のことをいいます。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、心理学などの知識や技術を有する心の専門家。児童・生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童・生徒への指導についての相談に応じます。

スクールソーシャルワーカー

子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応します。

夕行

適応指導教室（テキオウシドウキョウシツ）

不登校状態の児童・生徒を対象に、心理的支援や学習の援助をしながら、学校への復帰を図ることを目標にしている教室のことです。

特別支援教育（トクベツシエンキョウイク）

従来の障がい教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行います。

DV（ドメステック・バイオレンス）

配偶者や内縁関係など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含みます。

ナ行

二次救急（ニジキュウキュウ）

入院・手術等を必要とする重症の救急患者に対応する医療のことをいいます。



認可外保育施設（ニンカガイホイクシセツ）

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県・政令市・中核市が認可している認可保育所以外のものをいいます。

認定こども園（ニンテイコドモエン）

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設で、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行います。認定こども園制度は平成 18 年 10 月にスタートしました。認定こども園には、次の 4 つの類型があります。

●幼保連携型認定こども園

教育と保育を一体的に提供する施設。これまでは、幼稚園部分と保育所部分に分けて、認可・指導監督・財政措置が行われていましたが、新制度下では、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ単一の認可施設となります。

●幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

●保育所型認定こども園

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

●地方裁量型認定こども園

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

ハ行

フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」と「表示禁止のもの」などに分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできないようにすることです。

プロフィールたかさご（サポートファイル）

子どもの成長や教育・保育施設、就労先などで、家族以外の人に知ってほしい子どもに関する情報を記録するファイルのことです。

マ行

マザーズ情報（マザースジョウホウ）

「働く」「働きたい」お母さんたちへのハローワーク加古川と連携した仕事と子育てが両立しやすい求人情報や保育に関する情報等のことをいいます。

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、母親の健康を維持するためにもとても大切な時期ですが、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」などさまざまな苦勞があります。そこで、マークを身につけていることで、





周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。マタニティマークをデザインしたバッジ、ワッペン、キーホルダー、マグネット、ストラップなどがあります。

ラ行

療育（リョウイク）

障がいのある乳幼児・児童に対して医学的な診断・評価・個別指導を行うことをいいます。

利用定員（リョウテイイン）

教育・保育施設の定員には、「認可定員」と「利用定員」があります。認可定員は都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数です。利用定員は市町村が各施設・事業の実利用人数等に基づき定める人数で、市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を定めることとされています。（本計画では、量の見込みに該当します。）

ワ行

ワークショップ

もともとの意味は、「工房」「作業場」です。教師等から生徒等への一方通行的な知識や技術の伝達ではなく、参加者が主体となって積極的に参加し、自由に意見を出し合いながら、意見や提案をまとめ上げていく場のことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）との調和がとれている状態です。単に「仕事」と「仕事以外の生活」という二者択一ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとすることをいいます。

高砂市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年（2015年）3月

発行 高砂市

編集 高砂市 福祉部 子育て支援室

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1-1-1

TEL 079-443-9024 FAX 079-442-9517
